

平成30年度決算審査特別委員会（第5回）

令和元年9月18日（水曜日）午前 9時58分開会

○付託案件

1. 各課の聴取について
2. その他

○出席委員（16名）

委員長	川村主税	副委員長	川上弘一
委員	横田有一	委員	平松俊一
委員	池田誠悦	委員	田村敏郎
委員	稲垣明美	委員	畑中静一
委員	長谷川生人	委員	上野武彦
委員	坂本繁	委員	澤出明宏
委員	中島勝也	委員	中川友規
委員	若山雅行	委員	青山金助

○欠席委員（0名）

○議長出席の有無 無

○出席説明員（9名）

経済部長	青山芳弘	経済部農林水産課長	川島篤実
経済部商工観光課長	福川晃也	経済部土木課長	佐々木陵二
経済部都市住宅課長	寺谷光司	経済部水道課長	笠原泰之
民生部長	杉原太	民生部子育て健康支援課長	岩上剛
民生部環境生活課長	磯場嘉和		

○本会議の書記

事務局 長 関口順子 書記 妹尾洋兵

午前 9時58分 開会

○川村委員長 皆さん、おはようございます。

平成30年度決算審査特別委員会第5回目に入る前に、昨日の子育て健康支援課の宿題といいますが、回答のほうで一部残っていることがありましたので、そちらのほうを先にやっつけてからきょうの日程のほうに入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 では、子育て健康支援課長、お願いいたします。

○岩上子育て健康支援課長 きょうの課題につきまして、お時間を頂戴しまして本当にありがとうございます。

内容につきましては、川上委員から質問がありました、公用車の管理費の部分でございます。ナンバー10の部分についてでございますけれども、これについて、決算額と不用額、予算に対してちょっと合わないのではないかという質疑だったと思いますけれども、これにつきましては、需用費のほうから備品のほうに1万3,000円の流用をさせていただいております。ちょっとバッテリーが急遽上がってしましまして、それを購入するための備品購入費を1万3,000円流用させていただいたと。その明記が共通様式の中に、ちょっと不備、記載漏れということがありましたので、それを明記させていただいて、差しかえて、回答とさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○川村委員長 副委員長。

○川上副委員長 もう1回、確認だけ。当初予算が22万2,000円ですよ。需用費の部分です。

○岩上子育て健康支援課長 当初予算額から1万3,000円を引きまして、それに決算額、それを差し引くと不用額と金額は一致するかと思いますけれども。

○川上副委員長 当初予算は22万2,000円の予算ですよ。

○川村委員長 暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時07分 再開

○川村委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長 貴重な時間を費やしてしまって済みません。

詳細についてですが、需用費の予算額につきましては、当初予算額22万2,000円ございました。補正で14万円足ささせていただきました、22万2,000円と14万円を足しますと36万2,000円となります。これから流用の分、1万3,000円引きますと34万9,000円になります。この金額から32万5,053円の決算額、これを引きますと2万3,947円の不用額が発生するという状況でございます。

以上でございます。

○川村委員長 副委員長。

○川上副委員長 流れる的なものはわかりました。ただ、共通様式の中に流用の項目が入っていなかったということで、ちょっと私、見ても、合わないという感じだったので、最後の整理予算の4,000円の中には需用費は含まれていないということですね。

○岩上子育て健康支援課長 含まれていないということです。

○川上副委員長 役務費で4,000円落としているということですね。

○岩上子育て健康支援課長 そうです。

○川上副委員長 わかりました。

○岩上子育て健康支援課長 よろしく願いいたします。

○川村委員長 それでは、審査のほう、終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時09分 休憩

午前10時09分 再開

○川村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

環境生活課のほうも、昨日の残っている件について、審査のほうを行いたいと思います。

環境生活課長。

○磯場環境生活課長 昨日、環境生活課の資料ページナンバー6の未使用基地の返還金の関係で、川上委員から、当初予算が20万円で、補正が43万2,000円、63万2,000円が予算現額で、執行が62万2,000円なので、不用額1万円が記載漏れではないかということで質問がありまして、その答弁なのですが、委員おっしゃるとおりで、62万円で、執行が、1万円、不用額が出たのですが、3月の整理予算でその1万円を減額補正してしまっていて、執行、不用額はゼロということで、こちらの補正の主なものの3月議会の整理予算の三角の15万円の中にその1万円が含まれているということが、すぐちょっと答えが出せなくて大変申しわけございませんでした。

以上です。

○川村委員長 副委員長。

○川上副委員長 3月の整理予算の中で1万円減の措置を行って、最終的には62万2,000円の執行で、不用額ゼロということで、わかりました。

○川村委員長 以上で、環境生活課の審査のほうを終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時11分 再開

○川村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

本日の第5回の審査のほうをとり行いたいと思います。

農林水産課の審査を行います。

経済部長、農林水産課長、御苦労さまです。

それでは、共通様式に基づき、説明のほうをお願いいたします。

資料の具体的な内容については、特段の説明がない限り、記載のとおりをお願いいたします。

それでは、お願いします。

農林水産課長。

○川島農林水産課長 それでは、農林水産課所

管の平成30年度決算説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、共通様式ナンバー1、決算書142ページから145ページ、事業決算名が農業総務費になります。当初予算額26万円、12月に整理補正を行い、予算現額25万1,000円、決算額24万8,848円、執行率99.14%となっております。事業決算の具体的な内容は記載のとおりとなっております。

続きまして、共通様式ナンバー2、事業決算名が農政公用車管理費になります。中段の特定財源については、経営所得安定対策直接支払い事業補助金として、公用車燃料費分9万1,413円を受け取ります。ここで様式の事業目的のところ、公用車1台分の維持管理となっておりますが、リース1台と、町としてのジムニー1台、計2台の維持管理費の分になっております。訂正をお願いします。よろしく申し上げます。

続きまして、共通様式ナンバー3、事業決算名、農業支援対策事業費になります。前年度の繰越額合わせ、予算現額が1,414万7,000円、決算額1,403万512円で、執行率99.18%となっております。

続きまして、ナンバー4、事業決算名が新野菜広域流通施設整備費になります。ここでは、農業振興を図るための広域流通施設を整備し、農業者の所得向上及び経営安定を目的としております。ここでは、前年度繰越額24億4,110万円は、昨年度末の3月の生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金採択に伴い、平成30年度施行として事業を進め、本年3月に事業完了しており、本年4月よりJAに指定管理をしていただき、稼働しております。

続きまして、ナンバー5の事業決算名、経営所得安定対策直接支払推進事業費になります。当初予算額が541万6,000円、補正予算額がマイナス27万5,000円、予算現額が514万1,000円、決算額が496万4,891円、執行率が96.57%となります。ここでは、特定財源、記載のとおりですが、経営所得安定対策事業推進補助金412万7,797円を事務経費として歳入を受けて対応しております。

す。その特定財源から、七飯町地域農業再生協議会へ事務費として19節の負担金で補助金138万円を支出しております。

続きまして、ナンバー6の土地改良総務費になります。当初予算、政策予算合わせ、予算現額が7,654万8,000円、決算額が7,654万6,396円となっております。ここでは、国費の関係で、多面的事業支払事業補助金をこの項目から支出して、農家の管理団体へ支出しております。

続きまして、ナンバー7になります。農業施設維持管理費になります。当初予算額、中段歳出補正内容に記載していますが、3月定例会でそれぞれの項目予算を減額整理し、予算現額が1,028万5,000円、決算額が1,027万494円、執行率99.86%となっております。事業決算、具体的な内容は記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー8、国営農業基盤整備事業費になります。ここでは、国営農業基盤整備事業の円滑な推進を図るためのもので、予算現額が77万5,000円、決算額が77万3,850円、執行率が99.85%となっております。

続きまして、ナンバー9、道営農業基盤整備事業費になります。ここでは、道営農業基盤整備事業の円滑化を図るもので、当初予算額3,778万4,000円、中段の歳出補正内容については記載のとおりで、予算現額が3,713万円、決算額が3,711万5,477円で、執行率が99.96%となっております。ここでは、事業を終えた農業基盤整備事業負担金、これは過去について、道営事業3事業の償還金となっております。次からについては、現在進めております事業の分で、事業進捗にあわせて整理、補正等を行って事業を進めております。

続きまして、ナンバー10、土地改良公用車管理費になります。予算現額18万7,000円、決算額15万9,374円、執行率85.23%となっております。事業決算、具体的な内容は記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー11、町営牧場運営費

になります。当初予算額1,886万7,000円、歳出補正内容については中段に記載しているとおりであります。また、事故牛に伴い、緊急措置として予備費より4万6,000円を充用し、予算現額1,781万4,000円、決算額1,772万5,694円、執行率99.5%となっております。主な具体的な内容は記載のとおりであります。

続きまして、ナンバー12、町営牧場看視車管理費になります。ここでは、管理車の適正な維持管理を図るもので、当初予算額78万9,000円、中段の歳出補正内容、記載のとおりで、補正予算額マイナス5万6,000円、予算現額73万3,000円、決算額63万6,747円となっております。事業決算の具体的な内容は記載のとおりで、おおむね予算どおりの執行となっております。

続きまして、ナンバー13、事業決算名、町営牧場作業車管理費になります。トラクター、トラック、バイクなどの維持管理に係るもので、予算現額が218万8,000円、決算額217万2,515円、執行率99.29%となり、おおむね予算のとおりの実績となっております。

続きまして、ナンバー14、項が変わります。林業費になります。当初予算額269万5,000円、中段の歳出補正内容、記載のとおり、実績にあわせて補正を行って、予算現額が432万6,000円、決算額が432万3,648円となっております。執行率は99.9%となっております。事業決算の具体的な内容は記載のとおりであります。

続きまして、ナンバー15、町有林整備費になります。当初予算額990万2,000円、実績にあわせて整理補正を行って、予算現額が910万円、決算額が909万8,160円となっております。ここでは、町有林の野ネズミ、間伐委託、下刈り委託等を実施しております。予算のとおり執行しております。

続きまして、ナンバー16、水産業費で、ここでは、内水面漁業振興のために、おおむね予算のとおり執行となっております。

続きまして、ナンバー17、農道等災害復旧事業費になります。決算書ページは240から241ページになりますが、昨年度は緊急的な支出する災害等がございましたので、減額補正しております。

共通様式は以上であります。

続きまして、様式3、収入未済額の状況になります。2枚ありますが、初めに1枚目ですが、これは平成5年度から平成7年度にかけ、北海道農業開発公社から借り受けた肉用牛の牛の賠償金と売払分となっております。生活困窮により収入額が非常に少ないのですが、引き続き納付を要請してまいりたいと思っております。

続きまして、最後に、様式3の国営土地改良事業、これは昔、農地開発事業といいまして、それにかかわる規定償還、受益者負担金分になりますが、下段の滞納繰越分、1件、113万円の納付ありがありました。先ほど同様、生活困窮が理由になりますが、引き続き納付を要請してまいります。

以上で、共通様式と様式3について説明を終わります。よろしく願いいたします。

○川村委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

田村委員。

○田村委員 ナンバー4の新野菜広域流通施設整備費、これについてちょっと。ことしの3月に事業が完了して、供用開始が始まっているということなのですが、まず、町の所有に対して、JAに貸して、そして使用料というか、そういうものを払ってもらおうという、そういう流れで、これは使用料を開始するというのはことしから始まっている。そして、幾ら、これは使用料として払うのか、あるいはどういう形で払うのか、ちょっとわからないのですが、まずその部分をちょっと教えていただきたい。

それから、町が国に対して起債を借りてますよね。それから、交付税の算入がある。これ、50%ですから、実質、借りた半分を返す。そして、利子もそれなりに半分の元金にか

かっていくということだと思うのですが、この部分の中で、まず先ほど言ったように、JAから町に入ってくるのは、使用料として入ってくるのか、どういう形で入ってくるのかということと、それから、ことしから始まったということですから、まず使用料として入るのか、どういう形で入るのか、それをまず教えていただきたいと思います。

○川村委員長 農林水産課長。

○川島農林水産課長 ただいまのナンバー4の新野菜広域流通施設整備費の中の質問に対してお答えいたします。

まず、事業については、当初、産地パワーという農業系の事業から内閣府の事業に切りかえたことで、補助率、また、起債の関係が有利であるということに変えたのがまずそもそもであります。農協から、指定管理者から町に払われる使用料なり負担金については、これは新野菜広域流通施設整備負担金として、まず今回については3,137万3,000円、3,100万円ほど、20年間続けて、今年度から農協さん、指定管理者から支払う予定であります。これについては、土地自体が全体で5万3,000、約5.4ヘクタールあるのですが、現在使われている約2.3ヘクタール、道路も入れて、整備されている部分、2.3ヘクタールの部分を今年度から20年間、3,100万円ほど支払う予定になっております。また、残りの将来構想という部分で、残り約2万9,900、約3ヘクタールについては、今後、農協さんのほうが集約化を図っていくという部分で、用地を協力した部分がありますので、その部分については、指定管理者、農協さんのほうが建物を後年次にこれから建てていくと思うのですが、そこから、整備された次の年から、残りの9,200万、20年間として460万円ほど、20年分を翌年度から今の3,100万円に合わせて、そこから20年間支払うような形に、協定、覚書をとっております。

以上です。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 今の話ですと、約3,100万円、20年間、負担金として町に払う。そして、土地に

については2.3ヘクタール、20年間。

○川村委員長 農林水産課長。

○川島農林水産課長 済みません、改めて詳細について説明します。

最初の、ことしから支払われる負担金、20年間、3,137万3,000円ほどについては、用地費、5.4ヘクタールのうち、今、実際稼働している敷地というかわかれている敷地が2.3ヘクタールほどありますので、その分について事業按分して3,100万円の20年間分を算出しております。残りについては、農協さん、指定管理者さんのほうが集約化を図ることが大前提で用地を協力しておりますので、その分については、後年次に施設を建てた次の翌年度から、残りの9,200万円、20年で割ると年間460万円ほど、負担金として上乗せして支払うような形をとっております。

以上です。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 そうしますと、先ほどの繰り返しになりますけれども、約3,100万円掛ける20年、これは土地の分、5.4ヘクタールのうちの3.2ヘクタールも含めた形で、「2.3ヘクタール」と呼ぶ者あり）2.3ヘクタール含めた形で負担金として払うと。それから、残りの3ヘクタールちょっとについては、460万円掛ける20年間を、後年度として、使った場合ですよ、それについては翌年度というか、使った翌年度から払いますよという話だと。これだけが全てで、町のものと言えおかしけれども、町が所有している、そういうものについての負担金というか、これはゆくゆくはJAのものになるのですか、それともずっと町のもの、負担金、使用料ということであれば、ずっと町のもので、貸してくださいねという話になるのだけれども、負担金ということになれば、20年後はどういう形になるのですか。

○川村委員長 農林水産課長。

○川島農林水産課長 ただいまのことについて説明いたします。

これについては、使用料ではなく、負担金でとっております、町としての考え方は、当初か

ら町として事業整備したことについては、農協のほうで何年かに分けて払うというのが大前提で進んでおりまして、今始まった3,100万円の20年、また、残りの9,200万円、460万円の20年で9,200万円については、支払いが終わったら、町としては指定管理者、農協なのですけれども、そちらのほうに渡すような形で、町としては用地としては、施設としては持たない考えであります。今後、20年のうち、大型で大規模修繕なり、そういうものはあるとは思いますが、基本的には、その分については、指定管理者というか農協のほうで事業更新なり、そういう部分をしていくということで、町のほうが整理するというふうに決めております。

以上であります。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 そうすると、大雑把に言えば、20年間、負担金を払って、その後、所有権移転を町からJAのほうにするという考え方でいいということですね。

それから、もう1点、今度、町の部分なのですから、起債を借りて、補助金ももらってという、12億円が補助金だと思うのですよね。残り、起債充当率が100ということは、一般財源の持ち出しがないという考え方でいいのか。そして、交付税算入が半分ですから、実質6億円、起債を借りて、そして、この起債の償還が何年で、利子が何年、幾らつくか、そこをちょっと教えていただきたいのですけれども。

○川村委員長 農林水産課長。

○川島農林水産課長 ただいまの質問に対して、補助金12億円となっておりますが、これについては、地方創生の事業に対しての補助金については11億2,200万円ほどになります。トータル、これについては平成28年から、測量、また用地取得、入っておりますが、この総事業費全体でいけば、23億9,900万円ほどになります。今回の決算についての地方創生については、この分については、22億4,400万円の事業に対して11億2,200万円ほどが補助金、そして、この補助事業に対しての一般財源については7万2,000円ほど、一般財源にしております。残りに

については借り入れして、利子が発生して、利子を含めたもの全てを指定管理者からもらうような形になっております。

○川村委員長 農林水産課長。

○川島農林水産課長 起債元金については11億2,200万円、利子については20年で7,611万6,350円、起債元金と利子を合わせて11億9,811万6,350円になっております。一般財源が7万1,800円、元金、利子、一般財源合わせて11億9,818万8,150円となっております。

以上です。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 ちょっとわからないのですが、要するに町の一般財源が7万2,000円、そして、起債元金と利子で11億9,800万円、そういう流れで、あとは補助金が11億円でしたか。

○川村委員長 農林水産課長。

○川島農林水産課長 補助金については11億2,207万1,000円になります。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 そうしますと、大体23億円ぐらいの総事業費ということですよ。そうなりますと、今の負担金だとか、それから、後年度、3ヘクタールのものだとか、全部足したとしても、なかなかそこまでの金額にいかないような気がするのですよね。JAの負担金の総額と、それから、七飯町が持った22億円まで、合計金額。ツーツーにはならないものなのですか。

○川村委員長 農林水産課長。

○川島農林水産課長 今、自分が説明したときは、あくまでも補助事業分でありますので、28年度から29年で施行した事業については、今のやつは含まれておりませんので、今、説明したのは、あくまでも平成29年度の繰り越し分のほうの説明でありますので、これが総体の事業で説明したほうがいいですか。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 要は、私が聞きたいのは、確かに29年度も大事なわけけれども、町がお金をかけた総額、総体の金額と、要は20年かかってJAか

ら償還されるというか、負担金として入ってくるお金と、ツーツーか、それとも、利子だとかいろいろなことを考えると、JAのほう若干多く入ってくるというのなら基本的に理解できるのだけれども、町が負担した、それよりも少ない金額が入ってくるという話であれば、やはりどういものだろうかという、そういう感じがするものですから、そこら辺、ちょっと説明、お願いします。

○川村委員長 農林水産課長。

○川島農林水産課長 改めて少し説明いたします。総体の総事業費で説明いたします。まず、この事業は平成28年から30年でやって、総事業費が23億9,909万9,966円になります。そのうち、昨年の事業が採択を受けましたので、補助金としては11億2,207万1,000円。そのうちの残金に対しての起債元金でありますので、起債元金の総トータルが12億3,170万円。利子は、20年として、利子だけで7,960万969円。起債の元金と利子を合わせまして13億1,130万969円。総事業費の一般財源としては4,532万8,966円。今説明した元金、利子、一般財源、合わせて合計が13億5,662万9,935円。交付税算入、50%と考えますと、13億5,600万円の半分ということで、5億9,905万8,175円が交付税算入として額を想定しております。それを差し引いたもの、それが7億5,757万1,760円。これについて、指定管理者のほうから、その20年で、3,787万8,598円、それが20年間で支払う予定であります。現在、覚書で交わしているのは、あくまでも2.3ヘクタール、先行して稼働している分を先にもらって、残りの将来構想については、建物が建築して稼働した年、その翌年度から20年間で支払う予定であります。

以上であります。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 申しわけないのだけれども、なかなか数字、ぼっかけることできないものだから、申しわけないのだけれども、できれば今言われたのを表にして出していただければ、私はすごく助かりますし、それから、JAから来る負担金、これ

も出していただいて、かかったお金と、負担していただくお金を対比できるような表をつくっていただければ非常に審査もしやすいのですけれども、何とか協力していただけないでしょうか。

今お話ししたのですけれども、一覧表にして、かかった経費と、それからJAから入ってくるお金を対比できるような、そういう表をつくっていただいて、そういう表を提出というか、資料として要求したいと思いますけれども。

○川村委員長 今、田村委員のほうから、JAに関する金額の入った一覧表を、後日でよろしいですか、田村委員。今……。後日出してもらうということで。（発言する者あり）ちなみに、どれくらいでできますか、もしつくるとなると。（発言する者あり）

そうしたら、委員会としても、今の資料、あす、資料要求するということで、皆さん、よろしいですか。（「はい」「委員長、ちょっと関連なのですけれども」と呼ぶ者あり）

○川村委員長 そうしたら、まずあす、資料のほう、お願いいたします。

田村委員もそれでよろしいですか。

○田村委員 はい。

○川村委員長 ほかに質問ある方。

平松委員。

○平松委員 今は2.3ヘクタール分で契約書があるのですか。残りの約3ヘクタール分の契約書というのもあるのですか。例えば、建物を建てたらお金を払いますよという話がちゃんと文書に残っているのかどうか。万が一、ずっとこれを建てないままだったら、この分のお金は町に入ってこないということになると思うのですけれども、その辺の農協さんとの契約もできればきちんと書いておくべきだなと思っています、今の資料の中に。

○川村委員長 農林水産課長。

○川島農林水産課長 今の平松委員の質問なのですけれども、指定管理なので、あくまでも指定管理は指定管理の契約はあるのですけれども、別に、この総事業に対しての負担金の支払い方法ということ覚書で交わしてしまっていて、その中で、まず、今稼働する2.3ヘクタール、20年間で払うのだよと。そして、そのうちの将来構想の部分

については、施設稼働したら20年間払うのだよという、っていうというか、覚書を交わしてありますので、これを添付すると。

○川村委員長 平松委員。

○平松委員 その中に、3ヘクタールの使用がない場合というのは想定されていないのでしょうか。使う前提の契約書だけと。聞きたいのは、3ヘクタール分がちゃんと回収できるかどうかという担保があるのかなのです。

○川村委員長 農林水産課長。

○川島農林水産課長 そもそもこれ自体は将来構想も含めて事業要望がありましたので、それに対しては、担保という部分については、あくまでもこの部分しかないのですけれども、そもそもは平成26年、25年度末から事業要望があって、町がどこまでお手伝いするかという部分を常に話をしている中で、最終的にこの覚書で、指定管理とは別に、農協とこういうふう覚書を交わしますので、将来構想については、事業できないというのは、町としては想定していません。

○川村委員長 経済部長。

○青山経済部長 るる質問ありましたけれども、この生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金というのは、まず、七飯町が事業主体となりまして、事業概要といたしましては、七飯町、北斗市には四つの野菜集出荷施設が点在しており、人員、輸送時間に無駄が生じている。そのため、統合、集約し、新たに真空予冷装置を備えた新野菜広域流通施設を鮮度保持が必要な作物主力産地の近くに整備する。それにより鮮度が保持され、高品質な青果物の出荷を可能とするとともに、人員の整理、統合により、余剰人員が農業従事者の生産指導に当てられる可能性となり、農業者の輸送時間及び輸送コストの削減と農業者の生産向上が図られる。野菜の品質向上、収益性の増大による生産性革命を実現するというので、ここに施設を集約するというの文言が記載されて、国の内閣府で承認をされているという事業でございますので、当然、農協さんのほうも、中長期計画の中で、やはりそういうものをうたってくるというものでございます。

それで、町といたしましては、課長が答弁したとおり、未使用の部分が、将来、ずっと未使用ということではなくて、早期に使用していただきたいことを要望はしてございますので、農協さんも経営関係がありますので、そういう計画にのっかって事業を展開するということでございますので、町といたしましては、その部分は未使用ということではなくて、将来的には施設が集約され、そこに集まってくるということを考えてございますので、御理解のほどお願いいたします。

また、この事業の中に、当初、産地パワーアップという補助メニューで施設を計画しているということでしたが、当然、優遇な制度であって、補助が50%、また、起債も100%の充当率50というような内容もありまして、有利だと。その有利な中に、条件といたしましては、農協さんありきでなくて、必ず指定管理者として公募をなさいたいというのが条件でございますので、今回も公募をし、結果的には1団体の農協さんが指定管理者として手を挙げてきたということでございますので、それも3年という形で指定管理期間が決まっておりますので、終了後はまた改めて公募をし、またその期限が切れれば、また公募をしていくというような状況になるかと思っておりますので、そういう補助制度にのっかって事務手続を今後も進めていきたいと考えておりますので、参考までに情報として提供させていただきます。よろしく申し上げます。

○川村委員長 平松委員、いいですか。

○平松委員 わかりました。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 1点、ちょっと聞き忘れたのですが、先ほどもありましたけれども、指定管理の関係ですけれども、金額は幾らになって……。

○川村委員長 経済部長。

○青山経済部長 指定管理制度で公の施設ということで押さえてはいるのですが、あくまでこれは特殊な施設ということでございますので、使用する方々が農業関係、青果物関係ということで、従来の真空予冷庫、峠下でございますが、

それにのっかって、農家の方々が使用料を支払い、その使用料の中で運用していただきたいということで、ほかの施設とは違って、町としては指定管理料を支払ってございません。あくまで農家さんの利用した使用料を指定管理者の収入と見なしますので、それらの中で運営をしていただくと。

当然、課長も先ほど言いましたが、長い期間、町が所有するということが、本来であれば、何かがあれば町が修繕をしなければならない案件ではございますが、あくまでこれは、当初、これはフロンガスの関係で、もう来年からフロンガスの規制が始まって、今の真空予冷庫が使えないということで、新しい真空予冷施設をつくりたいということが農協さんのほうから要望があり、町も動いてきたと。その中で、産地パワーアップで何とか進めていって、本来であれば31年度、令和元年度に事業は動くはずでしたけれども、先ほど来、説明してございますが、この内閣府の地方創生の新しい交付金制度ができたということで、結果的には当初の計画より1年早く事業展開をし、農協さんのほうにもその部分については早目に施設が提供できて、その部分については、農家さんのほうにも大変いい状況でこの施設が稼働したということでございますので、あくまで農家さん方の利用料で賄っているということで、町からの負担は今ございません。

以上でございます。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 本来、指定管理の考え方ということであれば、やはり町のほうから幾らか、その町のほうから幾らかというのは、農家さんの使用料というか、そういうもので賄うから町からは出していないというのは、理屈はわかるのですが、逆に言えば、幾ら利用料が農家から上がる見込みを持って、それと、町が積算した指定管理料と、そういう利用料と合わせるとこうだから、真つすぐJAのほうに使用料をやって、プラマイゼロですよという、そういう話だと思っておりますけれども、具体的に、では農家さんの使用料と指定管理料というのは、町が考えた指定管理料、運営

費ですよね、それとツーナーなのか、あるいはどうなのかという、そこら辺、積算しているのかどうか、そこをちょっと教えていただきたいと思えます。

○川村委員長 農林水産課長。

○川島農林水産課長 今回の質問については、公募をかけたときに、収支計画みたいなものを出してきますので、その中に、ちょっと今、資料がないので、今、追加資料がありましたので、その資料もつけて、あした、改めて説明したいと思えますが、基本的には、ツーナーではなくて、農協さんが使用料も上げていますので、将来の更新とか、そういうのを見込んで、収支的にはツーナーにはなっておりませんので、あした改めて説明します。

○田村委員 わかりました。

○川村委員長 ほかに質問のある方。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 よろしいですか。

それでは、農林水産課の審査を終了いたします。

経済部長、農林水産課長、御苦労さまでした。
暫時休憩にいたします。

午前10時56分 休憩

午前11時09分 再開

○川村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

商工観光課の審査を行います。

経済部長、商工観光課長、御苦労さまでした。

それでは、一般会計と特別会計、続けて説明のほう、お願いいたします。

特段の説明がない限り、記載のとおりでお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

商工観光課長。

○福川商工観光課長 それでは、様式に基づきまして概要を説明させていただきます。

まず、特別委員会要求資料、共通様式からでございます。

ナンバー1、事業決算名は食品衛生費で、当初予算額、予算現額ともに2万円、支出済額2

万円、執行率は100%で、内容は記載のとおりでございます。

ナンバー2、事業決算名、労働諸費で、当初予算額、予算現額ともに3,930万5,000円、支出済額3,930万5,000円、執行率100%で、内容は記載のとおりでございます。

次のページになります。ナンバー3、事業決算名は商工振興費で、当初予算額1,736万3,000円、補正予算額596万8,000円の追加、予算現額は2,333万1,000円、支出済額は2,201万2,167円で、執行率は94.3%です。こちらは、右に内容記載のとおりでございますが、主なものの中に、道の駅感謝祭開催負担金88万3,596円、それから、一番下の段になりますが、七飯町商工会青年部創立50周年記念事業に対しまして100万円の補助金を支出しているところでございます。

次のページになります。ナンバー4、事業決算名は商工業経営安定支援事業費で、当初予算額3,623万2,000円、補正予算額11万5,000円の減額で、予算現額は3,611万7,000円、支出済額が3,588万695円で、執行率は99.3%です。内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、ナンバー5、事業決算名は特産品PR事業費で、当初予算額151万4,000円、補正予算額14万4,000円の減額、予算現額は137万円、支出済額が131万4,951円で、執行率は96%でございます。内容は記載のとおりでございます。

次のページになります。ナンバー6、ふるさと納税事業費で、当初予算額6,674万4,000円、補正予算額は4,246万5,000円の減額で、予算現額は2,427万9,000円、支出済額は2,416万6,294円で、執行率は99.5%でございます。内容につきましては記載のとおりですが、この事業の中で、ふるさと納税消耗品費、いわゆる返礼品費、こちらが予算不足を生じたため、役務費から5万2,000円を流用してございます。

次、ナンバー7、事業決算名は企業誘致推進費で、当初予算額は1億47万2,000円、補正予算額は1億9,698万円、予算現額は2億9,745万2,000円、支出済額は2億9,731万5,497円、執行率は100%でございます。こちらの中身は記載のとおりでございますが、このたび、工場等設置投資補助金といたしまして、北海道キヨスク函館支店みかど弁当工場に1億円の補助金、それから、道の駅エリアの民間活力導入事業に係る男爵ラウンジに対しまして地域総合整備資金保証料補助金98万円と、貸付金、地域総合整備資金貸付金1億9,600万円を支出してございます。ただし、こちらの事務につきましては、所管が政策推進課となつてございまして、支出課目のみ商工費で支出を処理してございます。

次のページになります。ナンバー8、事業決算名は観光総務費、当初予算額は429万円、補正予算額は74万1,000円の減額、予算現額は354万9,000円で、支出済額347万3,224円、執行率は97.9%でございます。内容は記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー9、事業決算名は観光事業費で、当初予算額2,024万6,000円、補正予算額は729万9,000円の増額、予算現額は2,754万5,000円、支出済額は2,734万1,488円で、執行率は99.3%、内容につきましては記載のとおりでございます。

次のページになります。ナンバー10、事業決算名は観光地整備管理費、当初予算額は205万円、補正予算額は8万3,000円の減額、予算現額は196万7,000円、支出済額は188万4,966円で、執行率は95.8%でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

ナンバー11、事業決算名、国際交流プラザ管理費で、当初予算額は1,904万6,000円で、予備費より充用額59万4,000円を加え、予算現額は1,964万円で、支出済額は1,963万9,843円、執行率は100%でございます。こちらは、国際交流プラザの暖房ボイラーの取りかえ工事に予備費を充用して対

応してございまして、本年の1月11日、議会運営委員会及び2月15日の議員全員協議会において情報提供で経過説明等を行っているものでございまして、59万4,000円を執行してございます。

次のページになります。ナンバー12、事業決算名は道の駅指定管理費で、当初予算額は2,621万8,000円、補正予算額は90万8,000円を増額、さらに予備費より10万6,000円を充用いたしまして、予算現額は2,723万2,000円、支出済額は2,721万7,472円で、執行率は99.9%でございます。この中で、予備費の充用を行ったものにつきましては、去る9月6日の北海道胆振地震に伴う道内全域における停電に対応するため、道の駅に仮設トイレを設置いたしました。これに係る設置費及び仮設トイレのくみ取り手数料を予備費で対応したところでございます。

次に、共通様式の様式1、事務事業予算全額未執行5万円以上の状況につきましては記載のとおりでございます。

さらに、様式2、予算流用及び予備費充用の状況につきましては、先ほど御説明したとおり、流用1件、充用が3件でございます。

引き続きまして、土地造成事業の特別会計につきまして概要を御説明させていただきます。

決算書の土地の部分、ページ420から421ページになります。事業決算名は造成地販売管理費、当初予算額、予算現額ともに9万円、支出済額は3万3,000円で、執行率は36.7%でございます。

続きまして、土地ページ、422ページから423ページになります。事業決算名は土地造成会計予備費で、当初予算額、予算現額ともに91万円で、予備費充用はございませんでした。

これらから、土地造成会計につきましては、形式収支、実質収支ともに137万7,006円の黒字となつてございます。

引き続きまして、平成30年度の決算審査特別委員会追加要求資料について御説明をさせていただきます。

商工観光課からは5件、平成30年度の入札方

法別の契約件数と契約金額、2点目は、平成30年度の寄附金の項目別の内訳、3点目は、道の駅なないろ・ななえの指定管理者の決算書の写し、4点目は、道の駅なないろ・ななえの指定管理者との協定書、基本協定と年度協定の写し、最後に、道の駅基本計画の営業収支の想定額に対する平成30年度の実績額を添付してございます。

なお、大変申しわけございません、最後の5番目の営業収支の想定額に対する平成30年度実績額の上の欄、右のほうに、増減A-Bと表題に記載してございますが、こちら、B-Aの誤りでございました。大変申しわけございません。

以上、商工観光課提出資料についての御説明を終了させていただきます。

○川村委員長 ありがとうございます。

これより質疑のほうを始めます。

質問のある方。

中島委員。

○中島委員 5番目の想定額に対する営業収支の実績なのですけれども、これ、私、課長のほうに、7月の末にちょっと数字をお願いして、8月の中旬に御返答いただいたのですけれども、その数字と見まして、きょういただいた数字を見ますと、想定額の数字は合っているのだけれども、実績の数字が全く違うというのはどうということなのか。私がいただいた、例えばテイクアウトコーナー、想定額は4,860万円、私がいただいたのは4,455万2,000円。自販機コーナーは1,300万円、でも実績については123万5,000円。それから、地場産品販売コーナーが1,053万円、これも想定額です。いただいた資料は5,672万2,000円、でもこちらですと、2億2,400万円だね。それから、農産物販売、これ、想定額が2,106万円、これもあっているのですけれども、実績としては、あなたからいただいた実績は1,081万円ということで、数字が全く違うのだけれども、これ、私はこのとおりの項目であなたをお願いして、この表をもらったのですけれども、今いただいた数字と全く違うのだけれども、実績の数字が来たのだけれども、これ、どういうふうにしてこういうふう違った

のか。私が正式にあなたに依頼して、部長を通してもらった数字と、この数字が本当に全然違うのだけれども、私がいただいた数字というのは何なのですか。ちょっとその辺、ちょっと教えてください。

○川村委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 今、ちょっと事前にお話しした際に、まず、この数字が大きく違う理由といたしましては、私のほうで、以前、中島委員のほうに、道の駅のほうに聞き取りで数字をいただいたものを御説明させていただいているところでございますが、その際の表と、このたび出している表につきましては、まず、上のほうの材料費というところがございます。こちらと、下に売上高というところがございます、これらの差し引きがいわゆる収入というか、そういった形になるものですから、例えば、下の収入のところの売上高、例えばテイクアウトコーナーの基本計画の想定額は4,860万円となっております。これにつきましては、上にあります材料費、これでテイクアウトコーナーの仕入高というのでしょうか、こういったものが1,944万円ございます。そうすると、実際の収入というものは、差し引きを行いますと2,916万円になるというような仕組みでございます。

同様に、今御質問のありました30年度の実績額につきましては、収入額7,450万8,000円から、上のテイクアウトコーナー、2,995万6,000円を差し引いたところで、差し引きますと4,455万2,000円となっております。

ただし、以前に委員のほうにお渡しした資料が、実は聞き取りの資料なものですから、若干、端数とか、そういったところの含む、含めないで若干の違いはあるかもしれません。ただし、今回は、道の駅指定管理者と確認した上、作成した資料でございますので、こちらのほうをごらんになっていただきたいなと思います。

以上でございます。

○川村委員長 中島委員、よろしいですか。

○中島委員 想定額のほうから材料費を引い

て、それを売り上げの想定額にしてある、実績の想定額にしてあるということですか。

○川村委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 今回の資料につきましては、収支想定というもの、基本計画に載っている収支想定表に当てはめてございますので、どうしても材料費と売上高という2本立てで出てきています。なので、実績につきましても、当初、基本計画に載っている想定にあわせて、そのように分解している状況でございます。

以上でございます。

○川村委員長 中島委員。

○中島委員 農産物の直売所の売り上げありますよね。想定額が2,166万円ですよ。そして、売り上げ実績が、これ、実績でしょう、30年度の実績、7,459万円、これですよ。そして、私がいただいたのは、2,106万円に対して実績は1,081万円ですよという数字をもらったのだけでも、これを、BからAを、7,400万円から2,100万円を引くの。その辺、ちょっとよくわからないので、実質的に農産物直売所の売り上げは幾らあったのかということなのです。

○川村委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 済みません、説明がわかりづらくて。まず、上のほうに材料費というところがございます。ここの、今のところ言えば、農産物直売所、こちらに書かれている6,378万円、(発言する者あり)これが仕入れ額です。そして、今度は下の収入の売上高の欄の農産物直売所の実績額を見ていただきますと、7,459万円、これは売り上げ総額になります。そして、この売り上げ総額から仕入れ額を引いていただきますと、委員おっしゃるとおり、1,081万円ということになってございます。

○中島委員 そういうふうに見ればいいの。

○福川商工観光課長 はい。

以上です。

○中島委員 わかりました。

○川村委員長 ほかに質問のある方。

平松委員。

○平松委員 関連する質問含めて2問なのですが、けれども、まず、昨年3月、オープンするときの議会で、町長は道の駅の不動産の借地に関しては、できるだけ早く解決したいということの本会議場で答弁していましたが、一昨年の10月から毎年250万円ぐらいのお金が支払われていますけれども、何かきちんとこれを解消するという交渉事があったのかどうか、それを報告していただきたいのが1点。

それから、道の駅の主な位置づけというところで、防災拠点になるということをごさんおっしゃっていましたが、今、追加資料で、緊急時の対応というのを、甲乙の内訳を見ましたら、道の駅を借りている人は速やかな措置を講じるということしか書いていないですし、2行というか、2種類の文章がありますけれども、これはどう見ても災害対応とは思えませんよね。何かその辺で事故があったときには、その対応をしてくれ、その事故の原因を調べて役場に届け出してくれ程度のことしか書いていませんけれども、たまたま昨年9月にあいう大停電があったときに、道の駅はさっさと店を閉めていたということがあって、結局、仮設トイレも設置しないと対応できなかった。これはトイレそのものの電気もなければ浄化槽も動かなかったということだと思うのですが、この点についてどう思うか、ちょっと意見をお聞きしたいと思います。

○川村委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 今の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず、土地、借地の部分でございます。これは以前、議会のほうでも答弁をさせていただいております。交渉につきましては、購入について、こちらの意図、こちらが購入したいということはお伝えしているところでございます。しかしながら、こちら、お相手がいる部分ですので、必ずしも回を重ねればいいのか、ちょっとそういったところもなかなか敏感なところもございます。ただし、例えば所有者の方と日常的にお会いする機会もございますので、その際には、若干、様子を伺ったり、そういったお話は

させていただいております。さらに、もう一方の方につきましても、何度か役場のほうに御来庁いただきまして、いろいろな御相談、土地の関係にかかわらず、町政、観光の分野とか、そういったところのお話もさせていただいているところがございますので、今のところはいい、良好な関係を引き続き維持していると認識してございます。町としては、早期に購入していきたいという考えには変わりはありません。

次に、防災の関係です。指定管理者との中での防災、いわゆる災害、そういったものに対する対応は、現在のところ、一義的には町のほうで実施すると。ただし、指定管理者におきましても、指定管理者のほうで業務ができるとか協力いただけるといった部分があれば、ぜひ御相談させていただいて、お互いに協力してやっていきますけれども、実際はそういった協定は現在のところ結んでございませんので、こと防災に関しましては、主体として町が対応していくという考えでございます。

さらに、トイレの部分、こちらでも電気がなく、停電になってしまいますと、井戸水を使ってフラッシュを流しておりますので、こちらのくみ上げができない、それから、浄化槽も御指摘のとおりでございます。ということで、トイレにつきましては、緊急的に今回の9月の災害のときには予備費で、機動的に、迅速に対応させていただいたと。仮設トイレを設置して対応させていただいたところがございます。

さらに、現在、情報防災課のほうで、防災計画の中で、道の駅につきましては、道の駅の駐車場を避難場所という形で指定をしてございます。残念ながら建物の中につきましては、多くの方を入れるというつくりではございませんので、駐車場を御利用いただく、一時的に避難場所として御利用いただくとか、国や関係機関の一時中継地点、そういったところとして駐車場が活用されることをちょっと期待しているところがございます。

以上でございます。

○川村委員長 平松委員。

○平松委員 さんざんつくるまでに、何かあつ

たときには重要な役目を果たす施設だからということをおっしゃっていましたがけれども、結局、発電機をつなげる設備にもなっていないし、例えば猛吹雪でトンネルがふさがって、通行ができなくて、あそこに車がたくさんとまったときに、そういうことを対応するということが片隅にあったはずですが、昔、ありましたからね、トンネルが通れなくなったことが、随分昔ですけれども。そのときに道の駅の中に入れないというのは、そういうのを防災拠点というのですかね。決算の中で、仮設トイレの借上料が出てきたのであれば、例えば緊急的に発電機を借りてきたらすぐつなげて、少なくともトイレ、浄化槽を使えるようにするとか、そういう話までは全然出なかったのですか、これは今後の話ということなのですか、そこだけちょっと確認させてください。

○川村委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 今の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず、トイレにつきましては、外部電源を接続するためには、実はちょっと非常に現実的に難しい状況になってございます。ですので、今回のような仮設トイレ等の対応にならざるを得ないかなと考えてございます。

そのほか、今回の発電機を直ちに手配してというところがございましたが、発電機の手配もなかなかままならない状況でありましたので、現在は指定管理者のほうで発電機を購入いたしまして、そういったときに内部の冷蔵庫とか、そういったところの電源確保とか、あとは、いわゆる今言われているスマホの充電とか、そういったものに適宜対応できるような体制をとっているところがございます。

以上でございます。

○平松委員 わかりました。

○川村委員長 よろしいですか。

ほかに。

池田委員。

○池田委員 今の課長の答弁であれば、今の関連のだけれども、町長いわく、道の駅というのを防災の拠点にしますよという部分で、るる

今、これはだめです、これはできませんと言われますけれども、そういうようなものは当初の計画の中で、やっぱり防災の基準にしますよと言っていた部分、同僚議員の平松さんが言われたように、隧道が閉鎖になった場合とか、そういう場合はやっぱり避難場所なのですよね。やっぱり僕も推進する側で、そういうことを、町はこういうことを考えていますと言ってきたのですけれども、今になったら、それはできませんという回答でいいのですか、それとも、これから、次年度から、この予算は予算でいいのですよ。今後、そういうことを考えていく気持ちがあるのかなのか、その辺、ちょっと教えてください。

○川村委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 今の御質問に御説明をさせていただきますと思います。

全くそういった対応をしないという、選択肢から除くということは毛頭考えてございません。しっかりとした設備を、大規模改修なり必要かもしれません。こういったところも含めて、検討は当然しなければならない。皆さんおっしゃるとおりに、防災という観点での施設を活用いただくためには、どのような対応ができるのかというのは常に考えてまいりたいと思っております。

それから、今の段階ですと、例えばトンネルが通れなくなったときに、一時滞留場所として、道の駅の駐車場を御利用いただく、もっともなお話でございまして、そういった、今、現存でできるもの、例えば停電に限った話ではありませんので、豪雪もあり得ましょうし、大雨もあると思います。そういったものも踏まえて、ぜひ道の駅につきましては、特に自動車で往来されている方の一時滞留場所、それから、情報を確認していただく場所として大いに活用していただいて、減災に努めていきたいという考えは変わりございませんので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長 ほかに質問のある方。

若山委員。

○若山委員 防災関係については課が違うの

で、ほかのところでじっくり議論すればいいのかなというような気はしますけれども、きょう、決算書と協定書と配付されて、見させていただきましたけれども、一般質問でも聞いたのですけれども、指定管理料の返還の協定の箇所というか、どこで読めばいいのか。この中でうたっているのか、それとも別なもので返すという、寄附という形になっているので、なっているのかどうか、どこかの条文で返すというような、そういう計画なのかどうかはちょっとわからなかったもので、もしこの何条のここで読むのだよというのがあれば教えてほしいなということと、この指定管理者なのですけれども、一般社団法人七飯町振興公社、この決算の内容は、道の駅の業務だけということと考えていいのかどうか、ほかの売り上げの中に入っているのかどうか。というのは、30年度と想定の実績の比較の中で、売上高がちょっと微妙に違うので、項目がいろいろあるので何とも言えないのですけれども、ちょっと売上高の載っている数字がちょっと違うので、何かほかにもあるのかなという、指定管理料も売り上げに載っているのもあたりすので、そこがどうなのかなというところでは、そこは、ちょっとお願いします。

○川村委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 今回の御質問についてですが、まず、寄附につきましては、本日提出いたしました協定書の中には出てきておりません。まず、議会のほうでも答弁させていただいたのですけれども、指定管理者の選定に当たりまして、選定委員会を実施してございまして、その中で、自主事業等につきまして提案をいただくというスタイルになっています。これは民間の活力を存分に発揮していただくということで、今までの地方公共団体の枠を超えて、民間でできること、そういったものをどんどん出していきたいという考え方でございます。

その中で、先般、お話ししたとおり、指定管理料につきましては、ゆくゆくはゼロにしたいというような考え方です。いわゆる収益を上げた場合に、その収益の一定割合もしくは定額を

寄附という形で町のほうに出すという、そしてゆくゆくは、最終的には指定管理料のかからない状態で運営していきたいというような提案がなされたところでありまして、それにのっかってこのたびの寄附をいただいたという形でございます。

もう1点、この提出しました指定管理者の決算書の写しに関しましては、これはあくまでも指定管理者の七飯町振興公社の30年度の決算書になります。こちらのほうは公社のホームページのほうで発表されているものを添付させていただきます。

それと、収入のところは、これら全てを足し上げると一致すると思いますので、もし違うところ、御指摘いただければ、ちょっと確認させていただきますけれども。

○川村委員長 若山委員。

○若山委員 この七飯振興公社の損益計算書の売り上げが4億円ちょうどのような数字なのに、この比較表で見ると4億253万6,000円とかになっていて、ちょっと微妙に違いがあって、指定管理料が入っているの、これを引くと、この売り上げがもっと少なくなるので、もしかすると道の駅以外のところで何か売っているものがあつたりして、その売り上げがここに入つたりしているのかなという、そういう感じです。何で一致しないのかなと、そういうことです。

○川村委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 申しわけございません、私、ちょっときちんと理解できなくて。損益決算書のほうをごらんになっていただいて、この営業外収益のところ、こちらの収支の実績額のほうにも入ってきておりますので、これらを合わせていただければ、売り上げと一致するはずですので。

○若山委員 この雑収入ですか。

○福川商工観光課長 そうです。これで、こちらのほう、上の売上高の4億7万9,522円と、雑収入に計上されております245万6,851円、これらを足していただければ4億253万6,373円というような形で、全て収支内

訳のほうに入れてございましたので、大変申しわけございません。

○川村委員長 若山委員。

○若山委員 その雑収入の中身というのは、こちらの比較の中でも雑収入で122万円とか載っていて、ちょっと微妙にずれるということなのですか、項目を分けるときに。この中身、何なのですかね。今回の決算の中では関係ない話になるのでしょうか。確認していなければ、それで構いません。

○川村委員長 商工観光課長、今の中身についてはわかりますか、今。

○福川商工観光課長 ちょっと今、手元に資料がなかったの……。

○川村委員長 そうしたら、若山委員から申し上げました雑収入と中身についてなのですけども、後日、提出していただくという形で、皆さん、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 若山委員。

○若山委員 それはわかりましたので、よろしくをお願いします。急ぎませんので。

それと、決算書なのでちょっとあれですけども、委託管理料、これ、今後とも計上するという、何かこの間の回答であったのですけれども、これだけ利益が出ていて、そういう意向があれば、今、選定期間なので、別な人になる可能性もあるかもしれないのですけれども、委託管理料を今後、予算に計上しないというような、そういう考え方はだめなものでしょうかね。この間も回答ではだめだということで、一応想定はするのだというようなお話だったのですけれども。

○川村委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 今の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず、先般の議会での答弁に関しましては、現在の指定管理期間でございましたので、当初の予定どおり指定管理料を計上してまいりますという趣旨でございました。

それと、今後、今おっしゃられるとおり、収益が大きく見込まれて、指定管理料も不要にな

るのではないかという可能性、こちらのほうは全く否定いたしません。というのも、今回の、先ほどの収支額の実績額の資料をごらんいただいても、ちょっと指定管理料がなければ若干の収益がマイナスになる可能性もございました。ですので、今の段階、町のほうといたしましては、指定管理料は施設の維持管理に最低限必要であろうと思われる部分について、指定管理料を設定しているというのが現状でございます。今後、指定管理者の提案、そのほかさまざまな事由も考えられますが、その検討の中で、指定管理料がゼロに近くなるとか、そういったことになる可能性は全く否定いたしませんので、ただし、今の30年度分につきましては、施設の維持管理費に充てるための指定管理料ということで計上させていただいておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○川村委員長 若山委員。

○若山委員 終わります。

○川村委員長 それでは、ほかに。

横田委員。

○横田委員 まずはナンバー6のふるさと納税のところ、実際にはお金は5,030万200円を収入を得たと。かかった経費は2,416万6,294円がかかっていますよということは、実際には半分程度の支出がある。去年の9月から30%に落としてくださいねというふうになったのだけれども、実際にはそれはやったのかやらなかったのかというのが1点と、ナンバー7の21の貸付金のところで、地域総合整備資金貸付1億9,600万円、男爵倶楽部というのがあるのですけれども、前にもやったもう一つの日本語学校のやつは政策のほうでやっていて、これも政策だよと言いながら、これを商工のほうに回したという理由が何かということを教えてくださいたいと思います。

それから、もう1点、すごいくだらな話なのですけれども、ナンバー8の19節の負担金の中で、北海道カントリークラブ大沼コース年会費6万4,800円のやつがあって、これはその前までは、町長は職員のための福利厚生に使うよといつてそういうふうに使っていたもの

を、ここに振りかえたというので、実際にはこの商工観光のこれをこっちに振って、何かこれを利用したというのが実際にあったのかなのかというのをお願いしたいと思います。

それから、道の駅ですけれども、ナンバー3のところにあるのですけれども、実際に需用費で道の駅のエリアパンフレットで25万9,200円、道の駅案内横断幕印刷費が9万7,200円、道の駅案内看板印刷費が9万7,027円、それから、12節の役務費で道の駅エリア広告料で65万3,400円、19節の負担金補助及び交付金で道の駅の感謝祭開催負担金では88万3,596円と、こう上がってきているのですけれども、これもある意味、広域の部分に対して町がお金を出したよというのだったらわかる。でも、収益事業のほうの部分もあるのだから、これというのは、本来からいくと按分しなくてはいけないのではないのかと思うのですよね。その点、どうなのかということと、それに伴って、今回、指定管理料分のお金が寄附金で戻った。それというのは、まだ会社ができて、内部留保もないという状態で、それをやったということは、全部返してくれということも、それはおかしい話ではないのかと思うのだけれども、その辺、どういうふうな話し合いで向こうは指定管理料だけ寄附として扱ったのかというのを、わかるのだったら教えていただきたい。

以上です。

○川村委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 では、今の御質問に御答弁をさせていただきます。

まず、1点目のふるさと納税の関係でございます。こちらのほうは、委員御存じのとおり、総務省から30年の4月付で、まず30年度分のふるさと納税事業に関する助言があったと。そして、さらにその後、9月とか、そのころになりまして、今度は見直しをしてくれというようなお話になってまいりました。結果といたしまして、国のほうが示した見直しのリミットが11月でございました。それで、七飯町といたしましては、まず、地場産品に限る、それから、返礼品の割合を30%以内にとどめるとい

○川村委員長 横田委員。

○横田委員 寄附金の件はどうなったの。

○川村委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 申しわけございません。
答弁漏れがございました。

寄附金につきましては、どのような交渉でその金額ということでございますが、まず、指定管理者の提案にございましたとおり、その収益の一部、一定割合を寄附として町のほうに還元する、そしてゆくゆくは指定管理料をゼロにするというような指針で提案をいただいていたところでございます。この金額につきましては、当然、指定管理者の会議、理事会、役員会等で金額を決定されて、町のほうにこの金額を寄附しますというような形で寄附されたものでございまして、指定管理料を上限として寄附がなされたという形でございます。

以上でございます。

○川村委員長 横田委員。

○横田委員 指定管理料をゼロにするというのがこだわり過ぎる必要があるのかなのかというのが一つ問題点だと思うのですけれども、結局は、今、例えば農家さんが出しているやつだって15%だか、とっていますよね、ちょっとパーセントは正確でないですけれども。そういうので、今、七飯の町民の人たちは、あそこへ行ったって何も安いものはないと。いきはいけれども、値段は高いよと。それだったら、その農家のところに行くとか、もうちょっといい、100円街道とかと昔言われたようなところに行って買ったほうがいいですよというふうに言われている。それは表から来た人は安いと言うかもしれないけれども、でも、結局そういうものでやっぱり町民に還元していかなかったらだめだと思うのさ。それなのに15%もとっていくとか、それから、地場産品とか農産物とか、そういうのに対してすごい利益が出ているよねというのがあるのだから、これというのはどうなのよという部分、やはりもう少し考えていって、町民のため、地元の人たちのためにならないのだったら困る話ではないですか。そんな観光客ばかり、観光客というのは、車で来た

人を相手にしてばかりいるというのでなくて、やはりそういうことも考えながら、やっぱりしていくということを考えるならば、どっちかという指定管理料をゼロにする、ゼロにするということに対してどうなのかという、そこはすごく問題点だと僕は思うのですよね。だから、その点、どうなのかというのと、もう1点は、今の道の駅は公益事業と収益事業とあって、収益と公益で幾ら、幾らというのはたしか出ているはずですよ。それで公募して出してきた、それでそれが納得したよということで、町側もそれを受けているのだから、少なくとも公募でかかる部分というのは、利益の出る部分でなくて、いろいろなものを、あそこでパンフレットを置いたり、トイレトペーパーでかかったり何なりというものがあるのだから、それというのまで返してくれということは、返してくれと言ったのか、それは返しますよと言っても、それは受けつけませんよというのが普通だと僕は思うのですよ。だから、そこをやっぱりもう少しきちっと町側で、内部留保もない、できたばかりの会社で、結局、この決算を見ると、大した金額ではないですよ、自己資金などというのは。これでやっていくというのは、やっぱりこれで、何かそれこそあったならば、少なくとも1週間なり2週間、今の千葉の停電みたいなことが起こったら、お給料を払わないというわけにいかない話だと思うのですよ。そういうときのために、それなりの内部留保をしていかなければ、俺はまずい話だと思うのですけれども、その辺、どうなのですか。

○川村委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 今の御質問に御答弁させていただきます。

まず、寄附の金額、そういったもののあり方というのは、今、御指摘いただいた部分も当然重要な考え方だと思います。

それで、まず、寄附の金額につきましては、町のほうでは、この金額でというようなお話ではなくて、決定につきましては公社のほうで会議に諮って決めていただいたという経緯をまず御説明させていただきます。

それと、例えば例示されていましたが野菜の部分、こういったところで、例えば手数料をもっと低くして町民に還元していく、こういった考えも当然あると思います。これにつきましては、指定管理者のほうも含めて、町もどのような形が最も町民のためになる、七飯町の道の駅になり得るかというところで、重要な考え方だと思いますので、再度、今後、指定管理者と十分そういった考えを詰めてやっていきたいと思っています。

それから、寄附の金額ありきではなかったということで、今御説明させていただきましたが、企業経営におきまして、内部留保が少ないという御指摘でございます。この点に関しては、私どもも地方公共団体の職員としまして、そういった民間の感覚、そういったものについて、余りちょっと理解が及んでいなかった部分もございますので、そういったところも含めて、指定管理者と再度、適切な内部留保なり、それから町民還元の方法、そういったものについて議論をさせていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○横田委員 終わります。

○川村委員長 ほかに質問ある方。

そうしたら、2名ほど質問する方がおりますので、午後1時からまた再開するということで、お願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 0時57分 再開

○川村委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

まず最初に、先ほど午前中行いました若山委員からの中身についての説明で、それを先に課長のほうから説明していただきます。

商工観光課長。

○福川商工観光課長 先ほどは答弁できませんで大変申しわけございませんでした。

若山委員から御質問のございました収支想定額、実績額のうち、売上高の雑収入122万2,000円、こちらの内訳についてでございます

が、まず、がちゃがちゃ、それから、ピンバッジの販売の手数料で55万6,000円、そして、農家さんが野菜を納める際に添付するラベル、こちらの代金で29万4,000円、それから、ガラナソフトのPRを札幌のデパートで行った、催事の際の収入が33万円、そのほか、廃油の引き取り業者への販売、過剰入金、それから、検便等検査料の立てかえ分、そういったものの収入を合わせまして122万2,000円ということになってございました。大変お時間いただきまして申しわけございませんでした。

○川村委員長 若山委員、よろしいですか。

○若山委員 ええ、内容さえ把握していれば。

○川村委員長 それでは、引き続き質疑のほうに入ります。

ほかに質問のある方。

中川委員。

○中川委員 ナンバー3番の道の駅の関係ですけれども、先ほどもお話あったのですけれども、道の駅の中で、情報発信だとか、観光の関係で、追加資料を見ればというか、決算書を見れば、非常に盛況な道の駅の運営だとは思うのですけれども、運営自体は非常にいいのかなと思うのですけれども、実際に私もたまに行けば、実際、混んでいるときに結構行っているからなのかもしれないのですけれども、観光案内だとか、情報発信に対応する人というのが見当たらないなど。道の駅にいる人たちというのは、大体商品の陳列だとか、そういう対応をしているのしか目につかなくて、たまたまなのかもしれないのですけれども、道の駅としての道の駅のエリアの発信だとか、例えばここであれば、大沼公園があるとか、いろいろな観光につながるルートだとかという発信を、ただの映像は流れていますよ。映像は流れていますけれども、実際にそういうふうに教えてくれる方がいないのではないかなということと、先ほど、30年度だけとだけ言っていたか、ちょっとわからなかったもので、もう1回聞きますけれども、道の駅の感謝祭だとか、エリアパンフレットだとか、案内看板だとか、そういう、要は道の駅の

宣伝だとか、そういうものに関するものというのは、基本的に指定管理者が行うものなのではないかなということと、ここに書いている自動車の保険料だとか自動車借上料というのは、町の車なのか、それとも、基本的に指定管理者も一会社ですから、もし会社の人たちが使うのであれば、普通であれば自社の車になるのか、ここに載っているということは違うのかもしれないですけれども、そこと、ナンバー4の商工業の経営安定の関係で、これも企業の支援ではすぐいいと思うのですけれども、何社くらい、何件くらいあったのかということ。あと、これに関する周知は、要は七飯町の企業さんに伝わっているかどうかということ。

あと、ナンバー9の観光パンフレット、ガイドマップだとか、9の委託料の13のところ、観光ガイド整備事業委託料というのはどういうものなのかなど。このパンフレットとガイドマップについては、ある意味、大沼だけに特化したものなのか、それこそ道の駅だとか、全町の的にやっているものなのかなということ。

以上です。

○川村委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 ただいまの御質問に御答弁させていただきます。

まず、道の駅の中の観光の案内のスタッフがちょっといないのではないかなというようなお話でございました。確かに忙しい時間帯等ございまして、十分な対応ができないというところはございます。それで、実は今、指定管理者のほうで、スタッフの雇い上げについていろいろ手続を進めてございます。指定管理者のほうでも、ちょっと人員が不足している場面が出てくるというのは把握してございましたので、今後、そのようなところに対応できるように、人員の配置をしていくという予定でございます。

それから、広告料、今回、町の予算の中で、道の駅エリア全体の広告料を打ってまいりました。特に春先にPRするのが最も効果が高いと見込みまして、こういった形で一挙に広告を打ってきたところでございます。こちらにつき

ましては、既にもう令和元年度の予算では広告料はございません。これは当初の、一番最初の町として町の施設を皆さんに知っていただくという目的もございまして、こういった形で実行したところでございます。

それから、こちらの商工振興費の中にある自動車関連経費なのですが、こちら、今回の決算では、地域おこし協力隊の経費をこの中で盛り込んでございます。今回あります自動車につきましては、地域おこし協力隊員の活動のための経費ということで、この自動車は地域おこしの経費で、いわゆる交付税措置の対象になる経費ということでございます。

それから、ナンバー4の商工業経営安定支援事業費の経営安定資金の保証料、補給金とか、利子補給の関係でございます。こちらは七飯町の商工会、それから、町内の金融機関、うみ街信金、それから渡島信金、北洋銀行、こらちの窓口でもこれらの制度について御案内を差し上げているところでございます。

それから、函館市、北斗市、七飯町、この2市1町の、いわゆる工業技術センターとか、そういった活性化協議会等でも、これらの制度については2市1町がそれぞれ制度を持っていますよということで、お問い合わせの際には制度について御説明を差し上げるということで、制度の利用を促進しているところでございます。

なお、平成30年度の経営安定資金の融資、いわゆる融資に係る補給金、これの取り扱い件数なのですが、30年度は14件ございました。

それから、利子補給につきましては、上期、下期で分かれるのですが、上期で56件、下期で53件でございます。

それから、ナンバー9の観光事業費でございます。まず、パンフレット、ガイドマップのほうなのですが、こちら、数年間、同じ原版を、文言の修正等、軽微な修正のみで更新をしているところでございます。来年度、もしくは再来年度に全面更新を控えてございまして、その際に、最新の情報を載せていくというような形になります。

現在のところ、新しい施設、峠下地区のエリアについては、情報量がほぼないので、その他、今まで例えばアカマツ並木ですとか大沼国定公園はしかりで、特産品のPRとか、そういった項目を載せてございましたが、次回の改定時には、道の駅エリアにつきましても網羅していきたいと考えてございます。

それから、同じ観光事業費の委託料の七飯町観光ガイド整備事業委託料でございます。こちらは、文字のごとく、ツアーガイドを養成しまして、大沼国定公園を中心とした自然のガイドを養成していて、お客様に自然をよりよく、より深く楽しんでいただくということで進めている事業でございます。ちなみに、こちらのほうは年間通じて事業を実施してございまして、4月から11月ぐらいまでは徒歩による散策、それから、バードウォッチングや、それから、自転車、サイクリングによるガイドツアー、そういったものを行っておりまして、冬は主にスノーシューということで事業を実施してございます。ちなみに、平成30年度は人数にして283名の方に御利用をいただいているところでございますが、前年度に比べ、ちょっと利用が減ってございますので、今年度は引き続きより多くの方に使っていただくように周知をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○川村委員長 中川委員。

○中川委員 わかりました。

まず、3番のほうで、道の駅の感謝祭に関しては答弁なかったのですけれども、これはどうですか。

○川村委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 申しわけございません、答弁漏れてございました。

感謝祭につきましては、初年度、道の駅が大変盛況であったということで、そのときに、この30年度につきましては、町のほうで主体的に呼びかけを行って実施をしたというところでございます。ちなみに、令和元年度につきましては、指定管理者と、新たにエリアとして民間活力導入事業の男爵ラウンジも設置されてお

ますので、そういった道の駅エリアの各事業者さんと、町であれば、例えばアドバイスとか、それからものとか、そういったもので御協力できるところについては積極的に御協力をさせていただいて、地域の活性化につなげてまいりたいと、そういうような意向でございます。

以上でございます。

○川村委員長 中川委員。

○中川委員 そうしたら、あくまでも30年度は出だしの支援という形ということで、あとは指定管理者が自前でいろいろな企画をしてやっていくというスタンスでよろしいのですよねということ、その確認だけ、最後に。

○川村委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 今、確認の御質問でございます。町といたしましては、今、委員おっしゃられたとおり、当初、スタートにつきましては、感謝の意を表したいというのもございまして、町のほうで全面的に進めてまいったところです。もう既に指定管理者が管理運営をしております、さらに新たな施設も運営をされてございます。こういったところでは、民間の力、お知恵をおかりしながら、町のほうではできる限りのサポートをして、エリアの活性化に努めてまいりたいという、そういう趣旨でございます。

以上でございます。

○川村委員長 それでは、ほかに質問のある方。

田村委員。

○田村委員 4点ほど、ちょっとお聞きしたいと思います。

まず1点目は、七飯町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の第11条、事業報告の提出、これがどうなっているかということ。

それから、2番目として、これは条例の施行規則の中の5条、管理の目標、これは町がこういう目標を立てて、それに向かってどうなのだという、そういうあれですけれども、これもどうなっているのか。

それから、道の駅の業務状況調査に関する実

施要綱、この中の第3条、担当課の評価、これがどうなっているか。

それから、4点目は、ちょっと聞いていたら、指定管理料について、寄附するとか、要らないとか、そういう話が出ていたのだけれども、それに対する町としての考え方、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○川村委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 まず、道の駅の年次の業務の計画書、それから業務報告書、こういったものは年次でいただいているところでございます。

それから、担当課の評価につきましては、これも先般、議会のほうでも触れられてございましたが、ホームページ等で掲載させていただいて、担当課評価というものを掲載しているところでございます。

以上でございます。

済みません、漏れてございました。

管理目標等につきましては、これも計画が出されまして、それに対して事業報告書という形で出てまいります。

それから、寄附金のところの考え方でございますが、今回、町のほうで、この金額を出してくれということではなくて、公社のほうでそういった提案、それから、役員会、会議等に諮って決定した金額であります。町のほうは、七飯町のため、町民のために有効に使っていただきたいという趣旨のもと、今回は寄附を受けたところでございます。

先般、他の委員の方からの御意見もありましたとおり、こちらの寄附金の考え方につきましては、こういった寄附金という考え方だけではなくて、事業者本体の経営の安定、それから、一番大事なところでは、町民へのどのような形でそういった収益を還元していくかといったところは大きいに検討されるべきところでございますので、これらにつきましては、指定管理者と町と一緒に、よりよい方向で進められるように、意見等を共有してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 1番目の事業報告の関係は、何て言いましたっけ、私、ちょっと聞き漏らしましたので。

○川村委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 事業報告、年度当初に事業計画書をいただきまして、年度協定を結びます。その後、事業終了後には、それらに対する業務の執行状況というのですか、状況の報告をいただいてという形になってございます。さらにそれとあわせて、先ほどの担当課の評価というものを行いまして、ホームページ等で周知をしているというような形でございます。

以上でございます。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 確認ですけれども、これは両方、事業報告も担当課の評価も、それぞれホームページに載っているという考え方でいいのですね、そうしたら。

○川村委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 ちょっと申しわけございません、担当課の事業評価につきましてはホームページに掲載しておりました。それで、事業報告書なり事業計画書については、ちょっとホームページのほうに掲載をしていたかどうか、ちょっと今、わからなかったのですけれども、申しわけございません。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 これに関しては、事業報告の提出というのは、年度終わって30日以内というように、もううたっていますよね、管理業務だとか、利用料金の収入実績だとか、項目が五つぐらいありまして、それを、できれば、申しわけないのですけれども、その評価と事業報告について、ペーパーで議会のほうに資料として出していただきたいのですけれども。

○川村委員長 皆さんにお諮りします。

今、田村委員から、事業評価の内容について、委員会として資料要求という形でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 課長、後日、お願いいたします。

田村委員。

○田村委員 それから、管理の目標、第5条なのですけれども、これは町のほうからつくって、そしてそれに向かって、これの考え方というのは、御存じだと思うのですけれども、公の施設の効用を最大に発揮させるとともに、当該公の施設の設置の目的を効果的に達成させるため、指定管理者が指定期間に管理に係る業務を通じて住民に提供するサービスほかの業務の向上に係る目標を定めなければならない。町長が定めなければならないのですよ。それに向かって指定管理者が、こうこうこういうものを行いましたというのが、この第5条でいう管理の目標なのですよね。だから、向こうから出てきたという話ではなくて、指定管理を出す側が、こういうサービスの向上を目指して、こうこうこういうことをという目標を定めて、それに向かって指定管理者がやるという、そういう考え方ですので、もう一度そこをお願いしたいと思いますけれども。

それから、もう一つ、指定管理の関係で、収益の共有というような、いかに町民に返していくかということなのだけれども、そもそも指定管理というのは、今、公社がとっていますけれども、3年ごとの更新ですから、必ずしも公社がとるという話ではないですよ。したがって、先ほど出ていましたけれども、指定管理料を要らないとかという話になれば、これ、ややこしい話になりますよね。指定管理の要件に外れますよね。例えば寄附をすとか、何らかの形、今回のようであればいいのだけれども、要らないという話であれば、指定管理をしないということなのですよ、逆に。指定管理料が、町はだからこういう管理の目標だとか定めて、要は指定管理をお願いします、運営管理をお願いしますというのが指定管理ですから、基本的な考え方ですね。それを要らないとか要るとか、そうになってしまうと、逆に言えば、公社であれを買えばいい話なのですよ、正直言えば。そうすると、寄附だとか何も考えず、自分の好きなようにできるのであって、要るとか要らないとかという金額ではなくて、基本的な指定管

理の考え方というのはそこにあるわけですから、やはりそういう議論をすること自体が、ではほかに、3年後に新たな指定管理を希望する、そういう事業者というのが入ってこれないですよ。それだって公募は必ずするのですから。そして、点数とは言わないのですけれども、いろいろ調査した中で、要はどれがいいのかという話ですから、その場合は平場なのですからね。それを考えたときに、公社云々、要らないからとか何とかという話ではなくて、そういうのも全部度外視して、要は町はこれだけ出しますので、町の考える管理の目標をきちっとやってくださいという話ならいいのだけれども、もう事前に経営の収益をどうすとか、町民のあれをどうすとかということ自体が、やはり町と公社と話し合うこと自体が、私は何の法に抵触するかわからないけれども、基本的に問題あると思うのですよ。3年間、町の考え方で管理してくださいというのが指定管理ですから、元来。そういう意味では、ちょっとこの管理料、要るとか要らないとか、寄附するとかしないとかという、そういう、向こうは向こうの考え方があるかもしれませんが、やはり基本的に町として、こうですと、指定管理というのはこういうものですよと。したがって、そういう話というのは、いろいろな3年間の間にはあるかもわからないのですけれども、基本的な考え方としては、やはり私はそう思うのですけれども、もう一度そこら辺の考え方、お知らせしたいと思います。

○川村委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 今の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず、指定管理の目標、申しわけございません、まず、指定管理者制度の公募に際して、いわゆる仕様、業務内容というものを町のほうで定めてございます。それに基づいて、指定管理者が事業提案をしてくるという仕組みでございます。私の御説明がちょっと足りなくて申しわけございませんでした。

それと、指定管理料のゼロとか、そうではないケース、こういったものもございます。例え

ば、一応指定管理者の公募の際には、指定管理料が幾ら幾ら以内というような表示をさせてくださいましたので、可能性として、ゼロになり得るということもちょっと排除できないというような状況でございます。ただし、別の委員から御質問いただいた際に御答弁申し上げましたとおり、現状、道の駅の指定管理料につきましては、施設の管理、維持に必要な最低限度の指定管理料を見積もらせていただいて、これを御提示申し上げて、提案を受けているところでございますので、そのあたり、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○田村委員 終わります。

○川村委員長 ほかに質問のある方。

副委員長。

○川上副委員長 共通様式のナンバー3、商工振興費、14節の使用料の中に、地域おこし協力隊住宅借上料55万円、それと、ナンバー8の観光総務費の中の使用料及び賃貸料で、同じく地域おこし協力隊員住宅借上料4万8,546円、これを見ると、決算の中で2カ所しか出てきていないから、多分、2人分だと思うのですけれども、単純に12で割り切れない数字なのですよね、両方とも。家賃が違うのはいいのだけれども、どういう内訳で55万円と四十九万何ぼになっているのか。

それと、決算でのちょっと内訳を教えてくださいたいと思います。これ、多分同じ名前で二つ計上しているからなのだけれども、片方は地域おこし協力隊でとまって、住宅借上料。ナンバー8のほうは地域おこし協力隊員がついているのです、員。住宅借上料。これ、もし同じ項目が出ていたら、どっちかに統一したほうが、予算書も決算書もばらばらになっているので、その辺、ちょっと考え方を教えていただければ。

以上。

○川村委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 では、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、地域おこし協力隊員の商工振興費のほうでございますが、こちら、地域おこし協力隊員が2月末をもって退居をしてございます。各

月とも5万円の支払いを行っていきまして、11カ月分ということでございます。

それから、同じく観光総務費のほうでございますが、こちら中途で退職をされてございまして、12月末をもって退職をされてございまして、同じく金額は各月5万円でございます、9カ月分のお支払いをしてございます。なお、こちらの住宅につきましては、退居時の原状回復費といたしまして4万8,546円が追加で支出が必要ということになりまして、このような決算金額になってございます。

以上でございます。

○川上副委員長 わかりました。

名前のほう、今後どうするか。

○川村委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 名称のほうにつきましては、ちょっと混乱を招くというようなところもございましたので、財政当局ともちょっと確認をして、きちっと適切な表示に直していきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長 副委員長。

○川上副委員長 最後、確認。こっち側の観光総務費のほうの地域おこし協力隊の住宅借り上げ、1カ月5万円で、9カ月で45万円、そのほかに退居何だか費ですか、それが細かく4万8,546円ということで間違いはないのですか。

○川村委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 こちら、契約書にのっとりまして、退居時原状回復費という形で、貸し主のほうから見積もりが上がってまいります。その金額をお支払いするという形で執行しておりまして、その金額が4万8,546円ということになってございます。

以上でございます。

○川上副委員長 終わります。

○川村委員長 ほかに質問ある方。

稲垣委員。

○稲垣委員 地域おこし協力隊のことでちょっとお聞きしたいのですけれども、任期3年でしたよね。3年たつ前にやめられている方が、私の知る中で3人いらっしゃるのですけれども、

考え方的に、この辺はどうお考えですか。

○川村委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 今、委員おっしゃったとおりでございます、今回も2名、年度途中で退職ということになってございます。この退職につきましては、理由が、地域おこし協力隊、七飯町の場合ですと、臨時的任用職員と大体同程度の賃金水準になってございます。そして、この方々はそれぞれに新しい目標をお持ちになって、新しい就職先と言ったらあれなのですが、そちらのほうで頑張りたいということでございます。地域おこし協力隊の制度自体は、主な形といたしましては、都市部ではない、町村部とかで、そういった技能とか知識とか、そういったノウハウをお持ちの方々が地域に入って、そこで起業なり何かされて定住、それから、地域の活性化を図っていくというのが趣旨でございますが、地域おこし協力隊員の生活、人生もございますので、そういった意味では、今回の退職につきましても、それぞれの目標を持って前向きに検討した結果というふうに受けとめてございますので、七飯町としては非常に残念な結果ではございますが、御本人の方々のこれからの発展も期待して、応援してまいりたいと思っております。

なお、引き続き当町におきましては、地域おこし協力隊の総務省の制度を活用して、地域の活性化につなげてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○川村委員長 稲垣委員。

○稲垣委員 ありがとうございます。

ただ、やっぱり一応3年間の任期というところもありますし、仕事がなれてきたり、わかってきたり、これからやっぱり七飯町のために、地域おこしのために活躍できるというところが目的だと思いますし、やはり次の新しい道というのは当然わかるころではあるのですがけれども、せっかくやっぱり七飯町に来ていただいて、これからというときにやめてしまうのは非常にもったいないかなというふうに思いますので、ぜひ働きやすい環境とか、自分たちの役割

みたいなものを、きちんとやっぱり3年間でこんなことをやってほしいですとか、役割とか目的というのを最初にお伝えすることで、本人の意識も変わってくると思いますので、その辺を今後に生かしてほしいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○川村委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 まさに委員おっしゃるとおりでございます、最大3年間、地域おこし協力隊員として勤務することができるという制度でございます。さらに、30年度の決算で途中で退職された方々、それぞれに素晴らしい活躍をされてございまして、地域での評価も高いところでございます。当然、今おっしゃったような中身で、地域おこし協力隊員の能力、力を存分に発揮していただいて、地域のために頑張っていたら一番よろしいのですけれども、残念ながらこのような形になってしまいました。

今後も引き続きこういった能力、ノウハウをお持ちの方に御協力をいただいて、町の発展に少しでも貢献できるように、勤務環境もできる限りの改善、向上をして対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○稲垣委員 終わります。

○川村委員長 ほかに質問のある方。

若山委員。

○若山委員 済みません、1点だけ。この様式でいくと、ナンバー7の男爵倶楽部への貸出金1億9,600万円ということで、これについては、以前にも、金融機関の保証があるので、町としては、相手の財政状況の悪化に対してとりっぱぐれはないよというふうな話があったので、特にどうこう言うつもりはないのですけれども、こういう貸し出しをする場合に、1年に一遍、決算書をもらったり、状況の報告とか、そういうものを聴取したりするあれがあるのか、それとも3カ月に一遍とか4カ月に一遍とか、売り上げはどうですかとか、試算表でどうですかというような、最近の状況はどうかと、そういうヒアリングとか管理というのは町の職員のほうでしっかりやるものなのか、やっ

ているものなのかということで、いかがなものでしょうか。

○川村委員長 商工観光課長。

○福川商工観光課長 今回の御質問なのですが、冒頭、御説明申し上げましたとおり、実はこちらの制度の事務手続に関しましては政策推進課のほうで対応してございまして、残念ながら私どもにはちょっとわからない部分ではございます。ただ、町として、この貸し出し、いわゆる地域総合整備資金の貸付金というものは、委員おっしゃられたとおり、貸し倒れないように、保証契約も結んで、第三者による保証もとつけて、そして行くと。さらに、町と直接貸付先とが金銭のやりとりをするのではなくて、その間にふるさと財団、総務省管轄の財団が入って対応しているところではございますので、そういったことで、ちょっと御説明にはならないかもしれないのですけれども、御理解のほどお願いいたします。

○川村委員長 若山委員。

○若山委員 課が違うということで、ふるさと財団の関係については、何日か前にもそういう話が出ていました。その仕組みについてはあれなので、僕はここで終わります。

○川村委員長 ほかに質問のある方。

中川委員。

○中川委員 今回の関連なのですけれども、まず1点が、今言っていた男爵倶楽部の話で、決算のやつでここに載せていますよと。ただ、実際は政策ですよということなのですけれども、やはり先日も政策のほうでちゃんと日本語学校の関係がこうやって出ていて、そこで質疑ができていますよ。ですので、今回、載ってしまっているのです、終わっているし、どうしようもないということになるのかもしれないのですけれども、こっちで予算は通しているからこっちというから、内容は政策ですよという話しでいけば、何でもありになってしまうのかなと。何でもありというか、全部聞けなくなってしまうのではないかなという部分があるのですけれども、そこ、要はそもそも商工観光ではなくて、政策で最初から載せればよかったのではないか

など、予算をとるときから。というふうにしなないと、結局、こういう予算のとり方、決算のやり方をしていけば、こっちでとったのでこっちに載せていますけれども、内容は知りませんと。いって、その内容はこっちの課ですよと、そのこっちの課がこの後にあるのであれば聞けますけれども、こっちの課がもう終わっているところであれば、決算委員会として聞けなくなってしまうよな。だから、そこら辺、ちょっと、今回はどうしようもないのだろうけれども、整理して、次回になるのか。

○川村委員長 経済部長。

○青山経済部長 ただいまの中川委員の質疑でございますが、総務財政課、予算の策定する際、査定もございますので、今回、30年度についてはこういう形になってしまいましたけれども、今後、こういうふるさと融資を使うような案件がありましたら、そこら辺は統一して予算措置するように協議させていただきたいと思っております。

先ほど来、課長のほうで、ちょっと内容についてはということでございますけれども、申請自体には必ずその団体の信用調査というのはあると思っておりますので、そういう会社の、どういう財政状況かとかいうものは、当然、添付書類として提出されると思ってございます。うちのほうも町を経由してふるさと財団のほうから対象の事業者にお金が流れていくと。償還についてもふるさと財団が責任を持って償還の事務も行って、町のほうに返済してくるというような流れでございまして、そういうところも十分加味しながら、予算のときに統一的な予算措置の計上の仕方、御指摘ありましたとおり、先にその所管が終わって、後からこういうふうに出てくるということになりますと、各委員のほうにも御迷惑をおかけいたしますので、そこら辺は予算の要求段階で、こういう事案がある場合は、統一して、そこで予算計上していただくというような流れで交渉して、御迷惑のかからないような状況にしたいと思っておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

○川村委員長 ほかに質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 よろしいですか。

それでは、質疑を終わります。

以上で、商工観光課に対する審査を終了いたします。

経済部長、商工観光課長、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 1時40分 休憩

午後 1時42分 再開

○川村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

土木課の審査を行います。

経済部長、土木課長、御苦労さまです。

それでは、共通様式に基づき、説明のほうをお願いいたします。

資料の具体的な内容については、特段の説明がない限り、記載のとおりをお願いいたします。

では、お願いいたします。

○佐々木土木課長 それでは、提出資料の共通様式ナンバー1、土木総務費について御説明いたします。8款1項1目土木総務費は、土木総務に関する運営と、町が所有する重機車両と、車両センターの維持に係る経費でございます。当初予算額81万5,000円、補正予算額67万7,000円、予算現額759万2,000円、支出済額752万5,438円、不用額6万6,562円、執行率99.1%となっております。補正は、9月、12月、3月で行っております。主な内容は、道路台帳整備委託料、河川占用料還付金、整理予算でございます。また、歳入は記載のとおりとなっております。

次のページに移りまして、共通様式ナンバー2、土木作業車管理費は、当初予算額1,174万6,000円、補正予算額197万2,000円、予算現額1,371万8,000円、支出済額1,248万7,149円、不用額123万581円、執行率91.0%となっております。補正は3月で行っております。主な内容は、需用費の燃料費、整理予算でございます。不用額の主なものは、需用費の燃料費となっております。

す。

次のページに移りまして、共通様式ナンバー3、車両センター管理費は、当初予算額93万3,000円、予算現額93万3,000円、支出済額90万190円、不用額3万2,810円、執行率96.5%となっております。主な内容は、車両センターの維持管理費でございます。

ナンバー4、水防センター管理費は、当初予算額307万4,000円、補正予算額マイナス42万2,000円、予算現額265万2,000円、支出済額247万4,694円、不用額17万7,306円、執行率93.3%となっております。補正は3月で行っております。主な内容は、整理予算でございます。不用額の主なものは、電気料など光熱費となっております。

共通様式ナンバー5、6、道路橋梁維持費について説明いたします。8款2項1目道路橋梁維持費は、町道等の維持管理に係る人件費、消耗品費、役務費、委託料、道路照明、工事請負費、原材料、ロードヒーティング電気料、除雪費などでございます。

共通様式ナンバー5、道路橋梁維持費は、当初予算額4,027万2,000円、補正予算額4,759万5,000円、予算現額8,786万7,000円、支出済額8,715万1,192円、不用額は71万5,808円、執行率は99.2%となっております。補正は、5月、12月、3月で行っております。主な内容は、工事請負費で、11路線での工事費の増額と整理予算でございます。不用額の主なものは、職員手当、共済費、需用費、役務費、委託料となっております。

共通様式ナンバー6、除排雪対策費は、当初予算額8,942万4,000円、補正予算額6,255万8,000円、予算現額1億5,198万2,000円、支出済額1億3,139万9,757円、不用額2,058万2,243円、執行率86.5%となっております。補正は、5月、9月、3月で行っております。主な内容は、需用費で、除雪車両自動車消耗品費、ロードヒーティング電気料、委託料で町道除雪委託料、使

用料及び賃借料で除排雪、除雪作業用重機借上料の増額、整理予算となっております。不用額の主なものは、共済費、賃金、需用費、委託料、使用料及び賃借料となっております。また、歳入は記載のとおりとなっております。

次に、共通様式ナンバー7からナンバー11、8款2項2目道路橋梁新設改良費は、道路や橋梁の改良舗装工事等に係る経費でございます。

共通様式ナンバー7、道路改良事務費は、当初予算額217万7,000円、補正予算額マイナス6万9,000円、予算現額210万8,000円、支出済額210万4,331円、不用額3,669円、執行率99.8%となっております。補正は、5月、3月で行っております。主な内訳は、報償費及び整理予算となっております。ここでは、報償費の予算不足のため、旅費より報償費に3万1,000円の流用を行っております。

ナンバー8、町道等単独改良事業は、当初予算額220万円、補正予算額4,101万1,000円、予算現額4,321万1,000円、支出済額4,310万8,200円、不用額10万2,800円、執行率99.8%となっております。補正は、5月、3月で行っております。主な内訳は、5月に政策予算分として工事請負費で7本の工事を補正予算にて計上し、3月に整理予算を行っております。また、歳入は記載のとおりとなっております。

共通様式ナンバー9、道路用地取得費は、当初予算額8万8,000円、補正予算額40万円、予算現額48万8,000円、支出済額43万8,081円、不用額4万9,919円、執行率89.8%となっております。補正は、9月、3月で行っております。主な内訳は、公有財産購入費で3路線の用地購入費となっております。不用額の主なものは、峠下8号線用地取得協議不調による公有財産購入費と、補償及び補填及び賠償金の残額となっております。また、歳入は記載のとおりとなっております。

共通様式ナンバー10、道路工事連絡車管理費は、当初予算額64万2,000円、補正予算

額マイナス4,000円、予算現額63万8,000円、支出済額63万530円、不用額7,470円、執行率98.8%となっております。補正は、12月、3月で行っております。内訳は、消耗品費の増、燃料費の減、整理予算となっております。

続きまして、ナンバー11、社会資本整備総合交付金事業費（道路）は、当初予算額ゼロ円、補正予算額1億2,481万2,000円、予算現額1億2,481万2,000円、支出済額1億2,146万5,728円、不用額334万6,272円、執行率97.3%となっております。補正は、5月、3月で行っております。内訳は、補助内示額の変更に伴う整理予算となっております。また、歳入は記載のとおりとなっております。

共通様式ナンバー12からナンバー13、8款3項1目河川費は、普通河川の維持管理や河川工事などに係る経費であります。

共通様式ナンバー12、河川改修事務費は、当初予算額28万1,000円、補正予算額マイナス9万2,000円、予算現額18万9,000円、支出済額18万8,400円、不用額600円、執行率99.7%となっております。補正は3月で行っておりますして、整理予算でございます。

共通様式ナンバー13、河川維持管理費は、当初予算額135万円、補正予算額2,900万円、予算現額3,035万円、支出済額2,976万1,830円、不用額58万8,170円、執行率98.1%となっております。補正は、5月、12月、3月で行っております。主な内訳は、工事請負費で2本の増額と、整理予算となっております。また、歳入は記載のとおりとなっております。

共通様式ナンバー14、11款1項1目道路橋梁災害復旧費は、道路の災害復旧に係る経費であります。当初予算額50万円、補正予算額マイナス40万円、予算現額10万円、支出済額9万5,904円、不用額4,096円、執行率95.9%となっております。

共通様式ナンバー15、11款1項2目河川

災害復旧費は、河川の災害復旧に係る経費であります。河川災害復旧事業は、当初予算額50万円、補正予算額マイナス40万円、予算現額10万円、支出済額9万5,904円、不用額4,096円、執行率95.9%となっております。

共通様式に係る説明は以上でございます。

追加資料の土木課分の説明となります。

土木課分の1番、平成30年度の水防センターの施設ごとの利用状況でございます。こちらに関しましては、資料に記載のとおり、開放日数が199日、来館人数が370人、うち、町内会利用が60人となっております。

2番目の、町道整備に関する未完了の道路の一覧でございますが、1番から9番までの路線、路線名で記載しております。こちらに書いているH29だとかというのは、施工年度でありまして、この間、用地補償ですとか、そういうものに関しては記載しておりません。備考欄には補助事業名を記載しております。

説明については以上でございます。

○川村委員長 それでは、質疑のほうに入ります。

質問のある方。

田村委員。

○田村委員 今、追加資料のほうの説明があったのですが、まず、1番の水防センターですけれども、まず、来館者数というのは、これは条例でいう見学者を指しているのか。

それから、開放日というのが、条例を見ると、4月からはずっと365日オープン、その中で、いつ休むよとかというのは別途定められるようになって、通常は365日あくような流れですよ。それで、この開放日数というのが何かぴんとこないのですよ。これをもう少し、199日ということで、それから、来館者数、子供が多いのか大人が多いのか、そこら辺、若干、わかる範囲で。町内会はわかりました。

それから、展示、どんな展示をしているのか、それをちょっと教えていただきたいなと思います。

それから、2番目の、町道整備に関する未完

了の道路一覧ということなのですが、これ、例えば1番の飯田町8号線というのが平成29年、30年、これ、手をかけたけれども、まだ終わらないという、そういう解釈でいいのですね。そうすると、例えば軍川6号線、9番なのですが、ずっとやっても、まだ終わっていないよという、そういう考え方でいいのですね。わかりました。

○川村委員長 土木課長。

○佐々木土木課長 1番の水防センターの条例の関係なのですが、条例上、4月末から10月末か11月まで、毎日やりますという条例になっております。（発言する者あり）規則で定めております。その間は、土日関係なくあけるという条例になっております。（「補足」と呼ぶ者あり）

○川村委員長 経済部長。

○青山経済部長 条例の後に条例施行規則がありまして、休館日ということが第2条で、規則のほうでうたってございます。11月1日から翌年の3月31日までとするということで、その間は開放していないということが原則です。

以上でございます。

○川村委員長 土木課長。

○佐々木土木課長 子供が多いのか、大人が多いのかという内訳につきましては、特に受付簿で名前を書いていただくという程度になっており、生年月日等は書いてもらっていませんが、来ている人を見ますと、町内会の見学ですとか、町内会以外の見学ですとかという、大人のほうが多いかなという気はします。最初の年は、学校で見に来ていただいたこともありました。

展示物でございますが、大沼のポッポ爺さんのSL関係の展示物が主になっております。あと、防災のカレンダー、ポスターですとか、そういうものもたまには掲示しております。

以上です。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 SL関係の展示というのですけれども、実際、防災センターのその部分の展示という話になってしまうと、目的外使用になるの

ではないかと思うのですよね。というのは、補助金の適正化で、要は水防センターの設置目的にずれていれば、やはり問題が出てくると思うのですよね。補助金の適正化の法律があると思うのですけれども、それを読めばわかると思うのですが、それに、水防に関するものであればいいのだけれども、SLという話になってしまうと、なかなかじまないのではないかと思うのですよね。そこら辺の考え方をちょっと。

○川村委員長 土木課長。

○佐々木土木課長 補助金の適正化に関する法律につきましては、水防センター自体、防災ステーション設置事業という国の事業になっておりまして、そちらに関しては、地域のコミュニティですとか、水防に絡んだもの、地域に絡んだものの展示、もしくは催しというものは許可されておりますので、目的外使用ということはないと思っております。

以上です。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 今、説明あったのですけれども、その部分とSLの展示というのはまた別問題で、地域云々ではなくて、やはり地域で活動するというのは、防災関連の中で、水防センターを利用するというのはそのとおりで構わないのだけれども、そういう展示だとか、そういうものについては、私はちょっと外れているのではないかと思うのですが、もう一度そこら辺、ちょっと。

○川村委員長 土木課長。

○佐々木土木課長 防災の日に絡めて防災のパネルの展示ですとか、そういうものは水防センター、防災というものは関連づいてはくると思うのですが、広く七飯町のコミュニティ、地域として考えたときには、大沼にポッポ爺さんがあり、ほかに展示したいというものがあれば、それはまた再度検討いたしますけれども、主要目的は水防と防災だけではなくて、一応国の基準の中でも、広く地域に利活用していただきたいというのが目的となっておりまして、目的から外れていないと思っております。

以上です。

○田村委員 終わります。

○川村委員長 ほかに。

上野委員。

○上野委員 共通様式ナンバー11なのですけれども、橋梁の長寿命化についてなのですけれども、道路に関しては、今、資料を出されまして、9路線が未完了ということでありましたけれども、橋梁に関しても、こういった道路に関連していると思いますので、こういう長寿命化の点検をされている状況の中で、町内の老朽化している橋梁の数といいますか、それに対して、現在までに改良が進行している橋梁、未整備の橋梁の数的なものを、ちょっとわかりましたら教えていただきたいなと思います。

○川村委員長 土木課長。

○佐々木土木課長 数については、正式なものは特に押さえてございません。5年に1回の点検をしてくださいというものが道路法で決まっております。道路法第42条の中で、道路管理者は常に良好な状態を維持し、修繕し、常に良好な状態で走れる、歩ける状態にしなければならないという条項がございます。その条項にあわせて、橋梁の点検というものはランク1、2、3、4というふうに、橋梁点検した際にランクづけをして、ランク1が健全ですよと。ランク2がちょっと問題あります、傷んでいますねと。ランク3が5年以内に修繕が必要。ランク4というものが即修繕が必要で、ランク4をつけた場合には、ほぼ通行止にして、即かけかえ、もしくは修繕の検討をするということになっております。七飯町の点検結果におきましては、ランク4という、即かけかえ、もしくは修繕しなさいという橋梁はございません。ランク3に関しましても、毎年、点検かけていきますので、5年に1回、必ず点検しなさいということですので、その年によって、修繕して、減って、またふえて、減ってということになっております。橋梁長寿命化自体が、通常、50年かけて、50年で耐用年数ですというものを、100年、200年もたせましょうと。少ない投資で最大の効果を発揮するように、長くものを使っていきましょうということが橋梁修

繕事業の目的となっております。今、六、七年くらい前から橋梁点検というものを始めまして、今、2巡目に入っております。修繕した橋梁は、今、単独費も含めて5橋程度となっております。1橋大体5,000万円くらい、高くても5,000万円くらいですねというのが点検と長寿命化計画の中でうたっております。多額な費用を要する場合にはかけかえ、地域性も考えて、かけかえするか修繕するかという検討をしていくことになっております。今現在といっても、また橋梁点検自体も今発注中ですので、特に今、何橋、何橋といっても、毎年、月によって動いていくような形ですので、今現在の状況といたしましては、そのような状況となっております。

以上です。

○川村委員長 上野委員。

○上野委員 そうしましたら、50年、大体耐用として、それを超えたような橋梁は、今はないのでしょいか。

○川村委員長 土木課長。

○佐々木土木課長 久根別川にかかっている、昔から見ている方は御存じかと思うのですが、丸太でかけたような橋、あれに関しましては五十数年が過ぎております。町内でも戦後、高度経済成長期に橋梁が日本全国でふえているのですけれども、そのときにかけた橋梁が平準化されていなくて、高度経済成長期に一気にかけているものですから、耐用年数が一気に来る。それを分散させて平準化させて、なるべく町予算を圧迫しないように、国の補助をいただきながら延命していくということを考えておりますので、先ほど言ったランク1、2、3、4というランクづけをしまして、あと5年、10年、5年以内に壊れるねというようなものに関しましては、延命を図って、10年、20年、30年、もっと長く使っていけるようにしていくと。その中で、長寿命化計画を策定して、予算が一気に10億円とかという修繕費がかからないように、5,000万円、1億円という中でおさまるように、計画を立てながら、順次修繕してきている状況でございます。

以上です。

○川村委員長 上野委員、ちょっと済みません。

ほかに質疑ある方はいますか。

そうしたら、10分ほど休憩とりますので。

暫時休憩いたします。

午後 2時05分 休憩

午後 2時15分 再開

○川村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

上野委員からの質問、お願いします。

上野委員。

○上野委員 今、状況はある程度お答えいただいたのですけれども、何かはっきりしないのは、一応全体的な橋梁の検査はやっているはずなのですよ。そうしますと、その中で、3と4の対象になる橋梁数も押さえているのではないかと思いますので、ちょっとわかったら教えていただきたい。

○川村委員長 土木課長。

○佐々木土木課長 今、ちょっと下にいかないと、押さえている橋梁数は十数橋、私の記憶の中では。それを、1年に2橋ですとか修繕して、延命していると、そういう形をとっております。

以上です。

○上野委員 それでよろしいです。

○川村委員長 ほかに。

平松委員。

○平松委員 23のところ、河川の占用料で徴収していますけれども、11万8,000円、これ、どこの部分か、ちょっと……。

○川村委員長 1間でいいですか。

土木課長。

○佐々木土木課長 こちらは、もとのスバルパークのほうにかかっていたのですが、ショウフウエン団地というのが道道との間にあるのですが、その団地のところに精進川がございまして、その精進川にかけている橋でございまして、もともと建設時に東管のほうでかけた橋梁なのですけれども、そちらの橋梁の占用料というこ

とになっております。

以上です。

○川村委員長 平松委員。

○平松委員 藤城北部町会の中で、株式会社RCという、ペットボトルなどの処理をするということで、いろいろ28年から問題になったところなのだけれども、この敷地の中に長万川というのかな、(「長万川です」と呼ぶ者あり)流れていまして、その敷地の中には横断管が入っていますけれども、これは町が入れたのかどうか。

○川村委員長 土木課長。

○佐々木土木課長 今、道の駅のちょっと奥のほうになると思うのですがけれども、長万川の上のほうになります。ここの横断管自体は町の台帳的には、特に占用台帳にも載っていませんし、町で入れたという経歴も、ここ最近はないですね。何十年前に、もしかしたら町のほうで一部入れている可能性もございますけれども、裏のほう、町道のほうにも長万川に流入するパイプですとかというものがあるのですけれども、それは道路の下に入っている横断管がありまして、川については、特にうちのほうでも把握しているものでもないかなと思います。

○川村委員長 平松委員。

○平松委員 地元の人が言うには、この会社が出てきて造成をしたときに、管を入れて、奥の敷地に入れるようにしたのだというふうに言っています。これ、一度確かめておいていただきたい。長万川というのは、前に一度、氾濫したことがありますので、勝手にそういう横断管などを入れて被害を大きくするようなことになると困りますので、誰が、いつ、そういうふうにして、どういう管理方法をしているのか、それから、町の河川敷を利用しているということになれば、当然、占有料というのを払う、その前に、そういう工事が勝手にやられれば困るという前提はあるのですけれども、その辺のチェックをきちんとしておいていただきたいと思います。

○川村委員長 土木課長。

○佐々木土木課長 現地調査の上、適切に処理

したいと思います。

以上です。

○川村委員長 ほかに質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 よろしいですか。

それでは、土木課の質疑を終わります。
経済部長、土木課長、御苦労さまでした。
暫時休憩いたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時21分 再開

○川村委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

都市住宅課の審査を行います。

経済部長、都市住宅課長、御苦労さまです。

それでは、共通様式に基づき、説明のほうをお願いいたします。

資料の具体的な内容については、特段の説明がない限り、記載のとおりでお願いいたします。

それでは、説明のほう、お願いします。

都市住宅課長。

○寺谷都市住宅課長 それでは、都市住宅課の決算、説明いたします。

それでは、共通様式ナンバー1から順に御説明いたします。ナンバー1、事業決算名が建築指導費(私道)です。当初予算額27万1,000円、補正予算額マイナス19万4,000円、予算現額7万7,000円、支出済額7万1,510円、不用額は5,490円、執行率は92.87%であります。補正は、3月に整理予算で減額しております。事業の目的は、建築確認事務にかかわる業務になります。決算内容は記載のとおりでございます。

ナンバー2、事業決算名は建築指導費(営繕)です。当初予算額20万7,000円、補正予算額31万7,000円、予算現額52万4,000円、支出済額51万7,440円、不用額6,560円、執行率は98.75%であります。補正は、5月に営繕積算システム新規導入費として31万7,000円増額しております。事業の目的は、営繕業務の設計積算に係る業務

になります。決算内容は記載のとおりでございます。

ナンバー3です。事業決算名は建築指導車管理費です。当初予算額22万7,000円、補正予算額マイナス9,000円、予算現額21万8,000円、支出済額19万326円、不用額2万7,674円、執行率は87.31%であります。補正は、3月に整理予算で減額しております。事業の目的は、建築指導、建築現場管理のための公用車の維持管理になります。決算内容は記載のとおりです。

ナンバー4、事業決算名は都市計画総務費です。当初予算額72万7,000円、予算現額72万7,000円、支出済額70万4,969円、不用額2万2,031円、執行率96.97%であります。事業の目的は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るものでございます。決算内容は記載のとおりです。

ナンバー5、都市計画総務費、事業決算名は社会整備資本整備総合交付金事業（都市再生）です。当初予算額9万2,000円、補正予算額1,979万円、予算現額1,988万2,000円、支出済額1,987万7,400円、不用額4,600円、執行率99.98%であります。事業の目的は、峠下地区の面的整備により地域の活性化を図るものでございます。決算内容は記載のとおりでございます。

ナンバー6、事業決算名は公園整備管理費です。当初予算額2,038万5,000円、補正予算額70万3,000円、予算現額2,108万8,000円、支出済額2,089万1,988円、不用額19万6,012円です。執行率99.07%であります。補正は、9月に見晴公園擁壁の一部補修工事として80万円、12月に総合公園等除雪委託料ほかとして25万1,000円、3月に整理予算として34万8,000円の減額をしております。事業の目的は、公園の通常の管理になります。決算内容は記載のとおりでございます。

ナンバー7、事業決算名は公園整備連絡車管理費でございます。当初予算額17万円、支出済額14万317円、不用額2万9,683円、

執行率は82.54%であります。事業の目的は、公園等事業で使用する公用車の維持管理費です。決算内容は記載のとおりでございます。

ナンバー8、都市環境整備費、事業決算名は都市環境整備費です。当初予算額277万6,000円、補正予算額465万5,000円、予算現額743万1,000円、支出済額734万1,288円、不用額8万9,712円、執行率98.79%であります。補正は、5月に大川地区環境整備工事として522万8,000円、12月に団地内緑地草刈り及び搬出委託業務の入札執行減で43万3,000円、3月に整理予算で13万円減額しております。事業の内容として、潤いのある都市整備景観の創出と公衆衛生の向上、行政財産の適正な管理を目的としております。決算内容は記載のとおりとなります。

次のページに移りまして、ナンバー9、住宅管理費、事業決算名は町営住宅管理費です。済みません、公営住宅管理費でございます。当初予算額1,803万6,000円、補正予算額501万円、予算現額2,304万6,000円、支出済額2,301万8,549円、不用額2万7,451円、執行率は99.88%であります。補正は、9月、12月、3月で行っております。事業の内容は、町営住宅の維持管理の経費になりますが、決算内容については記載のとおりでございます。

ナンバー10、事業決算名は社会資本整備総合交付金（公住）です。当初予算額ゼロ円、補正予算額4億4,322万4,000円、前年度繰越額1億7,182万3,000円、予算現額6億1,504万7,000円、支出済額1億5,454万8,000円、翌年度繰越額4億4,322万4,000円、不用額1,727万5,000円、執行率は89.94%となっております。主な内容としては、冬トピア団地89棟のうち、長寿命化改修工事管理委託業務として254万8,800円、桜B団地長寿命化調査設計委託業務として1,105万9,200円、吉野山団地長寿命化調査設計委託業務として470万8,800円、冬トピア団地89棟のうち、長寿命化改修工事として1億3,623万1,200

円、翌年度繰越額として4億4,322万4,000円。歳入につきましては、今年度の収入はございませんが、社会資本整備総合交付金として、前年度に概算で8,415万1,000円受け取ってございます。交付金の確定額は、入札執行減により7,552万7,000円となっております。このため、概算で受け取っている8,415万1,000円から確定額の7,552万7,000円を引いた差額862万4,000円につきましては、北海道からの指導を受け、平成30年度、家賃低廉化事業で年度間調整することとなっております。差額分の862万4,000円を引いた額を平成30年度の家賃低廉化事業分として収入してございます。

共通様式での説明は以上でございます。

続きまして、提出資料について御説明いたします。

様式1及び様式2については、当課については該当はございませんでした。

様式3の収入未済額の状況でございますが、町民住宅使用料、調定額144万円、収入額138万円、収入未済額6万円となっております。この未収金につきましては、令和元年7月3日に収入済みであることを御報告させていただきます。

また、繰り越し分につきましては、平成29年度、町民住宅使用料として、収入未済額が4万円ございましたが、こちらは平成30年、昨年7月17日に収入済みですので、あわせて御報告いたします。

様式4については、該当はございません。

資料についての説明は以上で終わります。

○川村委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質問のある方。

平松委員。

○平松委員 平成28年の6月に、藤城北部町内会というところで、株式会社RCという会社がリサイクル工場を建設すると、こういう届け出が都市住宅課にあったのかどうかをお聞きしたいと思います。それは、住民から苦情があり、ペットボトルですとかいろいろなものを運

び込んだ後に、町長も出向いて、こういう迷惑施設は直ちになくしますという経緯がありました。それで、環境課に聞きましたら、ことしの夏に全部きれいになりましたという説明が、報告があったのですけれども、もともと町に正式なそういう申請があって、受理したのかどうか、それとも、勝手にできたものなのか、そこを確かめておきたいのですけれども、わかりますでしょうか。

○川村委員長 平松委員、済みません、一応今回、決算委員会なものですから、あくまでも平成30年度の予算に関して御質問であればいいのですけれども、今、御質問の内容がそれに合うかどうか、それだけ確認して、もしちょっと外れるような部分であれば、また別なところちょっと都市住のほうに聞いていただければと思うのですけれども、どうですか、平松委員。

○平松委員 私の認識では、これがきちんと町の申請が受理されていたのであれば、今年度きちんと終わりましたということであれば、都市住のほうも、そういう事業者がいなくなったという扱いをしているはずなのですよ。一切そういうのがあるのかなのか、そこをお聞きしたいのですよね。やめましたと言っているのですから、ことしの7月で。

○川村委員長 暫時休憩します。

午後 2時36分 休憩

午後 2時38分 再開

○川村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

今、平松委員からの質問内容についてなのですが、今回の平成30年度決算審査特別委員会の中に関する部分とはちょっと外れている部分が私としても思うのですけれども、皆さん、いかがいたしますか、この件について。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 それ、いつきれいになりましたかって、さっき言っていましたけれども、いつきれいになったの。

○川村委員長 平松委員。

○平松委員 環境課に聞いたときには、7月時点で最終的に全部なくなったのを確認していますという答弁がありましたね。だから、今年度まで長引いている話なので、メーンは29年、30年ですから、そういう事件というか、トラブルが起きていたのが、認識があるのであればと思って聞いているのですよね。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 定かではないのですけれども、例えばことしの7月にそうやってきれいに町がしたということであれば、端的に言えば、来年あたりでも、きちっと始まってから終わるまでの経過を、やっぱりその場で、来年、こういう流れがあったようだけれども、どうなのだというでしかないと思うのだよね、今の段階ではだよ。と私は思います。

○川村委員長 中島委員。

○中島委員 そう思いますけれども、これ、事案の発生が30年度であれば、僕は構わないと思うのです、質問するだけは。それは31年度の7月にどうのこうのと言ったからおかしくなったのであって、事案の発生が30年度の問題というのだったら……（「29年度」と呼ぶ者あり）29年度の話なの。29年度。（「はい」と呼ぶ者あり）30年度は全然かかっていないわけだ。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしたら……。 （「来ている」と呼ぶ者あり）来ているけれども、飛び越えたわけでしょう。

（「だから29、30の、31年度の7月にきれいになりましたよということ。だからことの初めは29年度に始まって、いろいろなことがあって、そしてことしの7月にきれいになりましたという話だから」と呼ぶ者あり）それはちょっと無理があるかもしれないね。委員長、ちょっと無理があるかもしれない。

○川村委員長 今、皆さんの意見も聞いたのですけれども、やはり今、30年度の決算審査特別委員会の中では、やっぱり予算とはちょっと外れる要素がやっぱり多いものですから、この場での、平松委員の今の質問はちょっと差し控えていただきたいなど。また平松委員のほうで一般質問なり、別な、例えば直接聞くとか、そ

ういったところでちょっと聞いていただければと思います。皆さん、そういうことでよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○川村委員長 それでは、続きまして、ほかに質問のある方。

田村委員。

○田村委員 ナンバー4の歳入で都市計画占用料、決算が24万9,907円という、これは何件で、どういう理由の占用料なのか、ちょっと教えていただきたい。

○川村委員長 都市住宅課長。

○寺谷都市住宅課長 こちらにつきましては、北電、NTTの都市計画占用料、開発行為で、帰属緑地したところに北電柱、あるいはNTTの電柱、そういうものについて、占用料として貸しているものでございます。件数については、ちょっと今、手元にないのでございますけれども、全体として調べてきたほうがよろしければ、暫時休憩をいただきたいのですが。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 そうすると、帰属緑地の、これは全て記憶としては北電とNTTということで。

○川村委員長 都市住宅課長。

○寺谷都市住宅課長 それと、帰属緑地を一部、その目的を害さないということで、駐車場として貸した部分が1件ございます。

以上でございます。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 これは法的には問題ない、法的にも許されているというか、NTT、北電以外の、目的にあれしないというから貸したと思うのですけれども、それは法的には問題ないということと、それから、占用料というのは町で決まっていますよね、貸すとかと、条例上で。あれに基づいているのか、それとも独自の都市計画の法的なもので占用料が決まっているのか、そこら辺、教えてください。

○川村委員長 都市住宅課長。

○寺谷都市住宅課長 地方自治法上、問題ないということを確認をとりまして、決まっているのは、町の条例のほうで決まって、それに基づいて

貸し出しをしているということでございます。

○川村委員長 田村委員。

○田村委員 終わります。

○川村委員長 ほかに質問のある方。

上野委員。

○上野委員 都市住の関係で、要求資料を出しているのですけれども、町有公共施設の建設年度と耐震性の有無の評価一覧表ということで、これは都市住ばかりでなくて、学校教育も関連しているので、まだ未提出……。 (発言する者あり)

○川村委員長 上野委員、済みません、それ、前回、委員会で諮ったときに、だめですということ。

○上野委員 そうなのですか。何で。

○川村委員長 暫時休憩いたします。

午後 2時45分 休憩

午後 2時46分 再開

○川村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

ほかに質問のある方。

若山委員。

○若山委員 都市住宅課だけの問題でなくて、ほかにもいろいろなが出てきたのですけれども、ナンバー3とかナンバー7で、ドライブレコーダー購入とかありまして、これは業務上必要だとか、そういうことではなくて、七飯町の車としても安全対策から全部入れるという、そういうような流れの中でのあれなのですか、今までの課でもたくさん購入されているのですが、そういうことでよろしいですね。

○川村委員長 経済部長。

○青山経済部長 これ、私が前職のときに、各決算の際に、職員の交通安全の警鐘というか、公用車の運転のマナーというものの問題になりました、違反もあったということで、そういう抑止力も兼ねて、各車にドライブレコーダーをつけるということになりまして、各公用車につけたということでございます。その後は、違反とかいう部分も発生は余りないということを伺ってございますので、なくても本来は、公務員で

すから、そういうことはきちっと守っていかなければなりませんけれども、逆に事故に遭われたときも、ドライブレコーダーをつけていることによって、また守れるということもございしますので、そういう考えから一斉につけたということで、御理解ください。

○川村委員長 若山委員。

○若山委員 このドライブレコーダーのナンバー3とナンバー7の値段が何か違うようなのですけれども、性能が違うのでしょうか。

○川村委員長 都市住宅課長。

○寺谷都市住宅課長 それ、私も打ち間違いかなと思って、確認したのですけれども、ナンバー3のほうは1万7,280円で、ナンバー7のほうは1万7,820円と、若干違うのですけれども、これ、何でかと調べたら、高いほうが、シガレット、要はドライブレコーダーを使うのに、シガレットにさす。ただ、青色回転灯をつけているので、一つしかないので、二股のやつをつけたのです。それで、青色回転灯とドライブレコーダーを同時に使えるために、シガレットを一緒にこれで購入したので、若干こっちのほうが高くなっている、そういうことでございます。

以上です。

○川村委員長 若山委員。

○若山委員 大変よくわかりました。ありがとうございます。

ということは、七飯町の車には全部設定されているというか、都市住宅課に聞く質問ではないのですけれども、そういうふうに考えてよろしいですね。

○川村委員長 経済部長。

○青山経済部長 各課公用車、それぞれ全部つけております。

以上でございます。

○川村委員長 若山委員。

○若山委員 終わります。

○川村委員長 ほかに質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 よろしいですか。

それでは、質疑を終わります。

以上で、都市住宅課に対する審査を終了いたし

ます。

経済部長、都市住宅課長、御苦労さまでした。

暫時休憩にいたします。

午後 2時49分 休憩

午後 3時00分 再開

○川村委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

水道課の審査を行います。

経済部長、水道課長、御苦労さまです。

それでは、一般会計、特別会計の説明のほうを続けてお願いいたします。

資料の内容については、特段の説明がない限り、記載のとおりでお願いいたします。

それでは、説明のほう、お願いいたします。

水道課長。

○笠原水道課長 それでは、平成30年度七飯町下水道事業特別会計決算の概要から、資料については、先にお配りしております決算書のほうに基づいて御説明いたします。

最初に、決算書の383ページになります。実質収支に関する調書となりますが、歳入総額は9億3,127万469円に対しまして、歳出総額は9億2,463万8,467円で、歳入歳出差引額は663万2,002円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないため、実質収支額も同額となっております。

次に、384ページになります。歳入の合計でございます。1款分担金及び負担金から9款町債まで、予算現額は9億2,700万円に対しまして、調定額は9億3,763万2,239円、収入済額は9億3,127万469円で、不納欠損額は受益者分担金と下水道使用料を合わせた66万2,530円となっております。収入未済額は、同じく受益者分担金と下水道使用料を合わせた569万9,240円となっております。

続きまして、386ページになります。歳出の合計でございます。1款公共下水道費から3款予備費まで、予算現額は9億2,700万円に対しまして、支出済額は9億2,463万8,467円で、不用額は236万1,533円とな

り、執行率としましては99.7%となっております。

続きまして、決算調書となりますが、390ページの歳入から御説明いたします。

最初に、1款1項1目下水道事業分担金は、調定額381万9,000円に対しまして、収入済額は310万3,900円、不納欠損額は18万8,000円で、収入未済額は52万7,100円となっております。

次に、2款1項1目下水道使用料は、全体では調定額3億9,842万1,160円に対しまして、収入済額が3億9,277万4,490円、不納欠損額は47万4,530円で、収入未済額が517万2,140円となっております。使用料の内訳となりますが、1節公共下水道使用料は、調定額3億5,044万1,850円に対しまして、収入済額は3億4,529万7,480円、不納欠損が42万9,690円で、収入未済額が471万4,680円となっております。その下の2節特環下水道使用料は、調定額で4,797万9,310円に対しまして、収入済額が4,747万7,010円、不納欠損が4万4,840円で、収入未済額は45万7,460円となっております。

次に、3款1項1目下水道費国庫補助金でございます。調定額、収入済額とも2,803万6,800円でございます。内訳としまして、1節公共下水道費補助金が、汚水管渠実施設計に対する補助金で1,216万6,200円、その下の特環下水道費補助金は、大沼下水道浄化センターの設備更新工事に対する補助金で1,587万600円となっております。

次に、4款1項1目下水道費道補助金は、調定額、収入済額ともに555万8,000円でございます。

次に、5款財産収入は、大沼下水浄化センターの改築更新に伴い発生する撤去物の売り払い収入で3万8,880円の収入となっております。

次のページの6款繰入金は、一般会計からの繰入金で4億2,700万円、前年度と比較して2,247万4,000円の減となっております。内

訳は、公共下水道分で2億7,900万円、特環下水道分で1億3,800万円となっております。

次に、7款繰越金は、前年度からの繰越金で225万2,378円で、前年度と比較して290万2,249円の減となっております。

次に、8款1項1目雑入でございます。臨時職員1名分の雇用保険料個人負担金6,021円となっております。

次に、歳入最後でございます。9款1項1目下水道債は、調定額、収入済額ともに8,250万円で、前年度と比較しまして530万円の増となっております。内訳につきましては記載のとおりとなっております。

続きまして、396ページ、歳出でございます。

最初の1款1項1目下水道事業費ですが、予算現額は1億5,513万9,000円に対して、支出済額は1億5,402万5,934円で、執行率は99.3%となっております。

右側の事業別の内訳でございます。下水道整備事務費の主な支出は、臨時職員の雇用費、職員旅費、水道事業会計の負担金など、下水道整備に要する事務費で、計4,702万1,725円、執行率は99.1%の支出となっております。

次に、公共下水道整備事業は、汚水マスの新設、移設工事などで合計2,776万5,367円、執行率で98.9%の支出となっております。

続いて、流域下水道整備事業は、道の函館湾流域下水道事業の設備更新に伴う当町の負担分で2,230万5,053円、執行率は99.1%となっております。

次に、398ページでございます。特環下水道整備事業は、大沼浄化センターの設備更新事業に要する建設改良費で2,910万8,513円、執行率は100%となっております。

次に、法適化移行及び経営戦略策定費は、下水道事業会計の令和2年度法適用開始に向けた準備費用で1,887万1,196円、執行率で99.7%となっております。

次に、下水道工事連絡車管理費は、公用車1台分の燃料費、保険料などで13万3,012円、執行率は98.5%となっております。

次に、下水道整備職員人件費は、職員2名分の人件費1,382万1,068円となっております。執行率は99.2%でございます。

続きまして、400ページになります。2項1目下水道管理費ですが、予算現額1億9,415万7,000円に対しまして、支出済額が1億9,351万2,754円で、不用額64万4,246円となり、執行率で99.7%となっております。

右側の事業別の内訳でございますが、下水道管理費でございますが、こちらは函館湾流域下水道事務組合の負担金などで合計9,491万7,055円、執行率は100%となっております。

次に、402ページでございます。賦課収納事務費は、下水道使用料と受益者分担金の賦課業務に要する経費で、合計1,602万5,774円、執行率は99%の支出となっております。

次に、浄化センター作業車管理費は、大沼浄化センターに配置している2台の自動車損害保険料及びクレーンつきトラックの借上料で97万9,200円の支出をしております。

次に、浄化センター管理費でございますが、浄化センターの維持管理に要する経費で、合計8,159万725円、執行率で99.6%となっております。

続きまして、404ページになります。2款1項公債費は、予算現額5億7,710万4,000円に対しまして、支出済額は5億7,709万9,779円、不用額で4,221円、執行率はほぼ100%となっております。

内訳では、1目元金は、町起債元金償還金4億7,748万320円、任意の繰り上げ償還として2,364万8,000円を返済しており、元金償還金の合計は5億113万5,320円、また、繰り上げ償還に係る手数料として5,400円の支出となっております。

次に、2目利子でございますが、町起債利子

の償還金が7,575万109円、その他繰り上げ償還に伴う利子償還金、一時借入金利子などで総額7,595万9,059円の支出をしております。

最後に、406ページの3款予備費ですが、予算現額60万円の全額が不用額となっております。

以上で、30年度下水道事業特別会計決算の概要についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、各課共通の要求資料一覧について御説明いたします。

まず、共通様式の一般会計の8款4項3目の公共下水道費でございます。こちらは、普通交付税に算入される下水道費のうち、下水道事業特別会計の元利償還金及び運営費の一部を一般会計から繰り入れするもので、予算現額4億2,414万4,000円に対しまして、支出済額は4億2,700万円、執行率で98.32%となっております。繰出金については記載のとおりでございますが、ほとんどが下水道事業の元利償還金となっております。

次に、様式2でございます。予算流用及び予備費充用の状況でございます。手数料で北海道胆振東部地震に伴う停電対応の際、手数料からの支出が必要となったため、5万円を委託料から、また、工事請負費で下水道マンホール等補修工事で予算不足が生じたため、15万6,000円を委託料から流用しております。

次に、様式3の収入未済額の状況でございます。現年度分では、収入未済額で、公共下水道使用料が175万7,640円、特環下水道使用料が23万930円、合計で198万8,570円となっております。

次に、滞納繰越分では、収入未済額で、公共下水道受益者分担金は23年度から29年度まで、54万7,100円、公共下水道使用料は23年度から29年度までの295万7,040円、特環下水道使用料は24年度から29年度までの22万6,530円の合計で371万670円となっております。

次に、様式4でございます。不納欠損処分の

状況でございますが、ナンバー1の公共下水道受益者分担金は、平成23年度、25年度分で9件、18万8,000円の不納欠損処分をしております。事由は生活困窮によるものでございます。

次のページになります。ナンバー2の公共下水道使用料は、平成23年度、平成25年度分で236件、42万9,690円の不納欠損処分をしております。事由は、主に居所不明などによるものでございます。

次のページ、最後になりますが、ナンバー3の特環下水道使用料は、平成24年度、25年度分で、対象者26件、4万4,840円の不納欠損処分をしております。事由は、生活困窮、居所不明となります。

法的根拠につきましては、いずれも地方自治法第236条の金銭債権の消滅時効の規定に基づいて処分を行っております。

以上で、下水道分の提出した決算資料の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、水道事業会計の決算について説明させていただきます。

まず、決算書のほうから説明させていただきます。

最初に、決算書の目次からとなりますが、水道事業会計の決算につきましては、三部構成となっており、上から順に、決算報告、財務諸表の項目、次に事業報告、最後は決算附属書類の説明となりますので、ページ総数51ページに及ぶため、内容については要所のみ説明させていただきます。

それでは、最初に、2ページの決算報告書をごらん願います。

(1) 収益的収入及び支出の決算報告でございますが、これは消費税込みの決算額となります。収入では、第1款水道事業収益は、予算額5億4,000万円に対しまして、決算額は5億4,755万9,278円で、予算額に比べ決算額は755万9,278円の収入増となっております。また、決算額のうち、借受消費税及び地方消費税として3,312万1,457円が消費税分として決算額に含まれております。

次に、下段の支出では、第1款水道事業費用は、予算額4億6,800万円対しまして、決算額は4億5,962万269円で、不用額837万9,731円、執行率で98.2%となっております。同じくこちらにも消費税が含まれておりまして、973万5,357円の消費税が含まれております。

続きまして、4ページの(2)資本的収入及び支出の決算報告でございます。こちらのほうも同じく消費税込みの決算額でございます。収入では、第1款資本的収入は、予算額1億1,526万8,000円に対しまして、決算額は1億1,526万7,960円で、予算額に比べ決算額は40円の収入増となっております。

次に、下段の支出では、第1款資本的支出は、予算額2億9,564万5,000円に対しまして、決算額で2億9,564万1,048円、不用額が3,952円、執行率は100%ということになっております。同じく決算額には消費税のほうが含まれておりまして、1,224万7,600円の額が含まれているというところでございます。

決算報告書の1番下の注意書きの1でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億8,037万3,088円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などで不足額を補填しているところでございます。

次に、7ページとなります。ここからは財務諸表の説明となりますが、会計処理につきましては、消費税額が除かれたものの計算書となっております。

最初に、損益計算書の1、営業収益の合計4億2,886万2,634円から、2の営業費用の合計3億9,677万8,277円を差し引いた3,208万4,357円が営業利益です。

次に、3の営業外収益の合計8,459万4,079円を加え、4の営業外費用の合計4,676万3,172円を差し引いた6,991万5,264円が計上利益となり、5の特別利益102万2,050円を計上利益に加え、6の特別損失123万1,463円を差し引いた6,970万

5,851円が当年度の純利益となります。この当年度純利益に前年度からの繰越利益剰余金7,237万4,910円を加えた1億4,208万761円が当年度未処分利益剰余金となり、この額の一部を積立金などへ処分するということになっております。

続きまして、8ページの3、剰余金計算書になります。この表は、貸借対照表で整理する資本金及び剰余金はその年度中にどのように増減変動したかをあらわす計算書となります。先ほどの当年度純利益6,970万5,851円は、利益剰余金の未処分利益剰余金、当年度変動額の欄に記載されており、前年度の繰越利益剰余金は7,237万4,912円を加えた1億4,208万760円となっております。

次に、下段の4、剰余金処分計算書です。平成30年度の未処分利益剰余金の当年度末残高1億4,208万761円に対して、七飯町の水道事業の剰余金処分に関する条例の規定に基づき、積立処分を行うものでございます。未処分利益剰余金1億2,008万760円の20分の1以上の額、5,000万円になりますが、これは企業債の償還に充てる目的の減債積立金に積み立てをし、同じく建設改良費の補填財源に使用されている建設改良積立金に2,000万円を積み立てております。

続きまして、10ページの貸借対照表でございます。

最初の資産の部からでございます。1の固定資産については、配水管や電気計装設備など、4条予算により整備した水道施設の取得価格、減価償却累計額、残存価格などをあらわし、固定資産合計では前年度より5,508万5,155円減少した44億9,863万8,104円となり、次の2の流動資産では、現金預金の期末残高、未収分の水道料金などを計上しており、前年度と比較しまして2,956万2,232円増加の4億6,062万5,906円となっております。

次に、11ページの負債の部となります。3の固定負債と4の流動負債には、主に企業債の年度末現在高を計上しており、平成31年度の

企業債償還額として1億4,117万8,384円を流動負債に、平成32年度以降の総支払予定額の23億9,993万4,893円を固定負債に計上しております。平成30年度末の企業債現在高は、前年度と比較して3,029万8,448円減少し、25億4,151万3,277円となっております。

次に、繰延収益は、償却資産の取得に伴い交付された補助金等を長期前受金の項目に整理しており、長期前受金の年度末残高は24億4,572万5,145円、資産の減価償却に見合う収益化累計額は8億8,788万8,177円で、繰延収益合計は15億5,783万6,968円となり、約63.7%が今後収益化する残存価格となっております。

続いて、12ページの資本の部となりますが、6、資本金と、7、剰余金は、先ほどの剰余金計算書のほうで説明しておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、13ページの、6、注記でございます。1の重要な会計方針に係る事項に関する注記には、①棚卸資産の評価基準、評価方法、②固定資産の減価償却の方法、③引当金の計上方法、④消費税等の合計処分の基準を定めているものでございます。

次のページになります。2の貸借対照表に関する注記については、当年度の引当金の移動額について記載しております。

次の、3ページのセグメント情報に関する注記ですが、水道事業会計規定により、報告セグメントを、七飯、藤城及び大沼地区に分けて、それぞれの営業収益、営業費用等の金額を表示しております。

次に、17ページからの事業報告書となります。18ページをお開き願います。平成30年度七飯町水道事業報告書でございます。1、概要、(1)の総括事項でございます。イの給水人口及び配水状況は、給水人口で2万7,747人、給水戸数は1万1,860戸となっております。

次に、建設改良事業ですが、①の管路新設・更新事業では、本町地区において新設工事を約

135メートル実施しております。また、老朽管布設がえ工事についても、町内4地区において、1,233メートルを実施しております。②の設備更新事業等では、軍川第1管理塔の着水流量計の更新、さらには、水源確保のために鳴川地区で新設水道水源を設置するための調査を行っております。次のページの、ハ、財政状況でございますが、こちらのほうも前段で説明しておりますので、説明のほうは省略させていただきます。次のページです。20ページから21ページには、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、料金その他供給条件の設定または変更に関する事項などを記載しております。

次の22ページ目には、2、工事に関する事項でございますが、平成30年度において着工または進行した建設工事、改良工事の施工内容を記載しております。(1)建設工事は2件でございます。(2)の改良工事は9件でございます。また、24ページの(3)保存工事は、水道メーターの購入費と取りかえ工事で、台数及び金額を記載しております。なお、(4)の着工工事については、当該年度、該当がございませんでした。

次に、25ページになります。3、業務に関する事項ですが、予算に定められた業務の予定量について、年度末における実績を記載しており、それぞれ前年度と比較しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

続きまして、27ページ、4、会計に関する事項となっております。(1)の重要契約の要旨でございますが、平成30年度中に契約締結した1件100万円以上の契約を記載しております。総数は27件となっております。次に、29ページの(2)企業債及び一時借入金の概況でございますが、こちらのほうも先ほど説明しておりますので、説明のほうは省略させていただきます。その下の(3)その他会計経理に関する重要事項は記載のとおりで、30ページの5、付帯事項についても記載のとおりとなっております。

6、その他の(1)付加税収入の用途の特定

について、(2) 決算日後に生じた企業の状況に関する重要な事項についても記載のとおりです。説明は省略させていただきます。

続きまして、決算附属書類となります。33ページになります。こちらはキャッシュフロー計算書でございます。水道業務の会計キャッシュフローは、民間企業の多くで採用されている間接法表示で準拠して作成しております。こちらのほうも後ほどごらんいただければと思います。

次、34ページの、2、収益費用明細書でございます。損益計算書の内訳となりますが、(1)の収益明細書については、前段で説明しておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次のページ、36ページでございます。

(2) 費用の明細から簡単に御説明いたします。水道事業費用は4億4,477万2,912円で、前年度との比較が2,386万6,101円減少し、増減率は5.1%の減となっております。

1項の営業費用は3億9,677万8,270円で、各費目の内訳でございますが、1目原水及び上水費で3,478万5,291円、次の2目配水及び給水費で6,167万3,418円、次の3目受託工事費は今年度の支出はございませんでしたので、その次の4目業務費は5,295万5,961円となっております。次のページでございます。5目総経費は2,962万2,535円、次の6目減価償却費は、有形固定資産の減価償却費として2億1,086万2,914円となっております。7目の資産減耗費は、固定資産の除却費として687万8,158円となっております。

次の2項営業外費用は4,676万3,172円で、支払利息の企業債利息となっております。

次に、3項特別損失でございます。災害対応復旧費で、胆振東部地震の際の突発的に支出した経費と、過年度損益修正損で決算額は123万1,463円となっております。

次に、40ページでございます。資本的収支

明細書でございます。こちらは全て消費税込みでの決算書となります。(1) 収入の明細では、資本的収入が1億1,526万7,960円でございます。

次のページでございます。(2)の支出の明細でございます。資本的支出は2億9,564万1,048円でございます。1項建設改良費は、水道施設の整備改良等に要する経費を計上しており、決算額は1億6,534万2,600円、2項の企業債償還金は1億3,029万8,448円となっております。

ここまでが収益費用と資本的収支の明細でございます。

次のページから、固定資産の企業債明細書につきましては、前段で説明したのもでございますので、説明は省略させていただきます。

最後に、決算書の50ページ、51ページには、参考でございますが、七飯町水道事業の経営分析、財務分析表を掲載しております。後ほどごらんいただければと思います。

以上で、水道事業会計の決算書の概要について説明を終わらせていただきます。

続きまして、要求資料のほうの説明に入らせていただきます。

まず最初に、共通様式、4款1項1目保健衛生総務費でございます。こちらのほうは、予算現額1,952万9,000円に対して、支出済額は1,949万円で、執行率は99.8%となっております。繰出金の充当内訳については記載のとおりとなっております。

次に、様式2、予算流用及び予備費充用の状況でございます。災害対応復旧費で、平成30年9月の胆振東部地震の影響による災害対応等を行うための費用を予備費から充用及び流用しているところでございます。

次に、様式3の収入未済額の状況でございます。現年度分では、1番上の水道料金から1番下の下水道使用料賦課収納業務負託金までの平成30年度の予算から発生した収入未済額は6,401万3,400円でございます。

次に、滞納繰越分では、収入未済額では、水道料金で、1番下の合計の欄でございますが、

調定合計額5,546万6,720円から収入額合計4,981万1,420円と、不納欠損額合計84万5,590円を差し引いた480万9,710円が収入未済額となっております。年度別の内訳につきましては記載のとおりでございます。

次に、様式4の不納欠損処分の状況でございます。事由別では、生活困窮、居所不明、本人死亡等による事由で、372件、84万5,590円の不納欠損処分を行っております。なお、法的根拠につきましては、いずれも民法第173条の金銭債権の消滅時効によるものでございます。

以上で、提出しました資料のほうの説明を終了させていただきます。審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○川村委員長 ありがとうございます。

これより質疑のほうを行います。

青山委員。

○青山委員 1件だけ、教えてほしいのですが、上下水道、下水道、水道の利用料金、利用金額、わかれば教えてほしいのですが、車両基地でそれは出ますか。

○川村委員長 水道課長。

○笠原水道課長 車両基地分のことであれば、ちょっと今、手元にはないので。

○青山委員 そうしたら、後でいいです。

○笠原水道課長 後で、はい。

○川村委員長 よろしいですか。

今の青山委員の質問に対する資料なのですが、委員会として資料要求する形でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 では、後日、またお願いします。

ほかに質問ある方。

坂本委員。

○坂本委員 ちょっと1点だけ。今、うちの水道で、大体1億4,000万円ぐらいのお金があるのですが、うちの規模の水道事業で、このくらいであると、将来のいろいろな面での財政状況はどうなのですか。

○川村委員長 水道課長。

○笠原水道課長 ほかの自治体にもいろいろあるのですが、今考えているのは、これくらいあれば、当面は維持できる、修繕、水道のほうは特に老朽管が今、かなり年数が出てきますので、当面は大丈夫と思うのですが、今後、人口がこの規模でずっと推移していけば、当然、このぐらいの利益をキープできるとは考えているのですが、結局、人口が減ってくるということなどがあると、当然、給水収益も下がっていくという考えがありますので、その辺、ちょっと推移を見ながら、現在は大丈夫ですが、今後、5年、10年のスパンで計画を立てながらやっていきたいと考えております。よろしくをお願いします。

○坂本委員 わかりました。

○川村委員長 ほかに質問。

横田委員。

○横田委員 水道会計決算書の42ページ、量水器で、今年度は3,000万円と書いて、減少額というのは、検満で、古いやつは2,708万円ということは、かなり今、単価が上がっているということかというのが1点と、同じくずっとくると、固定資産の除去損で448万5,125円とあるけれども、これというのはあくまでも検満前に交換したから、除去損が出たという考え方でいいのですか。42ページ。

○川村委員長 水道課長。

○笠原水道課長 済みません、もう1回、量水器の……。

○横田委員 水道メーターの量水器の、今年度は同じ数買ったと思うのですよ、検満メーターと。それで3,000万円して、当年度の減少額とか2,700万円ぐらいになっているけれども、単価がそれだけ上がっているのかということが1点と、それから、ずっときて、448万5,125円と、固定資産の除去損が出ているけれども、これは理由として、検満メーターを先に交換したという理由でやったのか、それとも、メーターが使えなくなったから交換したかということ。

○川村委員長 水道課長。

○笠原水道課長 メーター購入は、当然、今の

単価で買ったということですが、検満メーターの取りかえた後の除去した部分につきましては、当然、減価償却をまずしているので、価格的には、当時の価格は、当然、恐らく安い価格で購入していると思うのですが、さらに減価償却をしていて、その分、除却されているという部分と、残存価格が残っている分を固定資産除却等の四百何百万円で除却しているという考え方で御理解いただければと思います。

以上です。

○横田委員 ありがとうございます。

○川村委員長 それでは、ほかに質問のある方。

副委員長。

○川上副委員長 先ほど青山委員のほうから、水道のほうの車両基地の年間の、ついでに下水道のほうもお願いしたいのですが、上下水道で。（発言する者あり）

○川村委員長 水道課長。

○笠原水道課長 過去1年分でいいですか。1年分のスパンのもので、下水、上水、1年分ということで。（発言する者あり）それとも、当初からいつまでというのを示していただければ。（発言する者あり）では、オープンしてから、30年度までの。（発言する者あり）では、オープンしてから30年度いっぱいということで、わかりました。

○川村委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川村委員長 それでは、水道課の審査を終了いたします。

経済部長、水道課長、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3時40分 休憩

午後 3時41分 再開

○川村委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

本日の審査は全て終わったのですが、あすからの残り、学校教育関係四つ、審査があるので、それが終わった後、ちょっと総務課のほうの宿題、1件やって、その後

に、一応あさって、予備日になっているのですが、この間のいろいろちょっと出ておりました町長質疑含めて、やるかやらないか、もしやるとなった場合に、どのような内容のものを行うか、一応聞き取り終わった段階での話になるものですから、もしその内容について、もし事前であれば、各自、一応頭に入れておいていただければと思いますので。

あと、何かありますか。

横田委員。

○横田委員 きょういただいたまちづくり活動事業実績報告書の中の大沼の収穫祭実行委員会をやつ、それを見せていただいたのですが、これは福祉課がやるということはちょっとなじまないのではないかと、その点、どうなのかということ、ちょっと聞き取りをもう1回お願いしたいなと思います。

○川村委員長 暫時休憩いたします。

午後 3時43分 休憩

午後 3時44分 再開

○川村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

先ほどの横田委員からの申し出なのですが、政策推進課ということで、特に問題ないということで、よろしいですか。

あとほかに。

田村委員。

○田村委員 さっきもちょっと出たのですが、政策推進のほうのふるさと財団の、きのうかな、おとといかな、日本人のあれだけでも、そして、きょう、説明あるかなと思ったのだけでも、男爵の関係、一億九千何ぼの貸し付けの関係が、終わってしまっていたとか、だから、あす、もし時間があれば、その部分だけでも、来てもらって、どういったような借り按配して返済していくのかという、そこら辺、全然見えてこないものだから、もし滞った場合、どうなっていくのかというのは、やっぱりきちっと押さえておく必要があると思うので、できれば、時間があれば呼んでもらいたい。

○川村委員長 今、田村委員から申し出ありまし

た……。

○田村委員 何かキヨスクもあるの。(発言する者あり)

○川村委員長 キヨスクはふるさと財団ではないですね。

○田村委員 30年度やっているの、それ、キヨスク。

○川村委員長 載っていますけれども、ふるさと財団は男爵と日本語学校だけです。

○田村委員 ふるさとに限らず、そういうみかどの貸付金も町がかかわっているのであれば、同じ……。(発言する者あり) 補助金でいっているの。

○川村委員長 たしか、何か普通の補助金で、ちょっと中身……。

暫時休憩します。

午後 3時45分 休憩

午後 3時49分 再開

○川村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

先ほどのふるさと財団の男爵に関する返済計画は、それも含めて、あす、政策推進課の、都合のいい時間にちょっと来ていただいて、説明していただくということで、あと、追加で、先ほど横田委員からありましたまちづくり事業実施報告書の中身についても、ちょっと説明してもらおうということで、皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 あと、何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 よろしいですか。

それでは、本日予定していました審査を終わりました、本日はこれをもって終了したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 御異議なしと認め、本日はこれをもって終了いたします。

御苦労さまでした。

午後 3時50分 閉会

